

予算特別委員会会議録(2)(令和6年2定)			
日 時	令和6年 6月20日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時47分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横尾委員長、中鉢副委員長、松井・平戸・橋本・中村(吉宏)・ 面野・小池・中村(誠吾)各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・ 生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した横尾です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、中鉢委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、平戸委員、橋本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。酒井委員が松井委員に、下兼委員が中村誠吾委員に、前田委員が平戸委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、立憲・市民連合、自民党、みらい、共産党の順といたします。

公明党。

○橋本委員

◎HPVワクチンのキャッチアップについて

代表質問に引き続き、HPVワクチンのキャッチアップに関して質問させていただきます。

昨年の第3回定例会の質問で、はがきでの勧奨通知を検討しますという御答弁をいただき、今定例会代表質問で、既に本年4月にはがきを発送し、8月頃に2回目を予定しているということが分かりました。これには本当に感謝いたします。

改めまして、4月に発送したはがきに記載されていた内容と、何人に発送したのかをお示ください。また、4月の何日頃に発送したのでしょうか、お示ください。

○（保健所）保健総務課長

4月に発送したはがきでございますが、記載内容は公費によるキャッチアップ接種、つまり無料接種は令和7年3月31日で終了すること、また、接種は合計3回で、完了まで6か月間かかるので早めの接種を御検討いただきたいこと、期間内に3回の接種を受けられない場合は、以後は任意接種となりますので、1回3万円程度の接種費用がかかること、このほか制度の詳しい説明として、厚生労働省と小樽市、それぞれのホームページのQRコードを掲載しております。

そして、発送した件数は3,075通となっております。

発送時期は、4月初めに配達完了するように3月29日、金曜日に郵便局に差し出ししております。

○橋本委員

3月中に出していただいて、4月1日以降、4月にすぐに届くようにしていただけたということが確認できました。

1回目のはがきを発送してから、4月1日と考えても2か月半ぐらいたっています。ただ、この間の検証というのは期間が短いので大変難しいとは思いますが、何か手応えのようなものがあればお話しいただけますでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

医療機関から請求書も上がってきておりますが、4月中の1か月間でキャッチアップ接種を受けた方の人数は58

人となっております。

前年同時期とは比較できないのですけれども、問合せの電話なども昨年よりも件数は多いと感じております。

○橋本委員

やはり、1か月で58人は多い印象だと私も思います。何か知る機会が増えるということが大事だということも確認できました。

今回の代表質問の御答弁で、令和5年度の勧奨通知を出した人数3,212人と、接種者の人数226人をお示しいただき、接種者が約7%、10%に満たない感じではあったことが確認できたのですが、代表質問の中でも確認しましたが、市独自の聞き取り、アンケートなどはしないということでしたので、厚生労働省のアンケート結果を基に推計すると、キャッチアップ制度を知らないと思われる方は、この人数に対して1,558人、ワクチンの安全性に対して判断に困っているという方が1,738人いるということで御答弁いただきました。

まず、この数字に対して率直な見解をお示しいただいて、令和5年度は封書による勧奨通知だけだったと思いますが、それ以外にすることが何かあればお示しく下さい。

○（保健所）保健総務課長

まず、本答弁での制度を知らない方、判断に困っている方の人数についてでございますけれども、現在、テレビでの広報、コマーシャルが頻繁に流れておりまして、国のアンケートを行った当時よりも制度を知らない方というのは減っているのではないかと考えておりますけれども、判断にお困りの方につきましては、市内でこのままの人数がいらっしゃるということになれば、かなり大きな人数となりますので、さらに周知を進めていかなければならないと強く感じているところであります。

そして、令和5年度の周知方法ということでございましたが、封書での通知のほかには、市のホームページ、市の公式SNS、エクスですとかフェイスブックにより周知を行ってきたところでございます。

○橋本委員

さらに御答弁で、ワクチンの性質上、目標設定をすることはなじまないという御答弁だったのですけれども、再質問でもお話ししましたが、確かに検診などとは違うという意味では理解はできるのですけれども、今おっしゃっていただいたようにテレビのCMも最近すごく増えてきていますので、この数字が正確とは私も思わないのですが、制度を知らないと思われる方、また、ワクチンの安全性に対して判断に困っているという方の推計をある意味、対象者の半数、1,600人前後に接種してもらおうというような目標として捉えるならば、かなり努力が必要かとも思います。当然、全員がしていただけるといいのですが、キャッチアップの年齢がどんどん高くなってきて、一番年齢が高い方は27歳ということなので、その辺も考えると大体このぐらいが目標になるのかと個人的にですが思っています。

厚生労働省の発表している資料で、令和4年のキャッチアップ接種率というのが、北海道は4.7%、ワースト2位なのです。ただ、全国平均も低くて6.1%なのです。北海道は全国的にも大変低いことが分かるので、小樽市もこれに準ずるのかと思います。もしかしたら、これより低い状態であろうと思います。

2回目の勧奨はがきを今後8月に出されるということですが、期待することに関して、正直なお気持ち、見解をお示しく下さい。

○（保健所）保健総務課長

今年度、2回はがきを送る予定でございますけれども、この方式は、対象者の方に直接、個別にはがきをお届けできますので、より必要な情報が目に届くということで、接種勧奨の効果も含めて、接種の動機づけになるのではないかと期待しているところです。

○橋本委員

今回、1回目も反応がいいということも感じられるようなので、もっと人数が増えることを私も期待しております。

実は4月に発送しましたはがきのデザインを見せていただいております。書かれている内容は先ほど説明していただいたので、このデザインが誰のものなのか、どういった経緯で作られたものなのか、説明していただければいいでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

このデザインなのですが、厚生労働省から参考に示された様式の文面の一部を小樽市用に修正して作成したものでございます。

○橋本委員

実物がないと皆さんはどんなものか分からないと思うのですが、薄い紫の1色で、文字がずっと同じサイズで並んでいるというようなはがきでありました。

私が昨年(令和4年)の第3回定例会で質問したときのイメージというのが、もう少し派手といいますか、目に飛び込むようなものを想像しながら質問していたのです。今回、はがきのデザインは正直、少し静かめだったというのが第一印象だったのです。確かに、厚生労働省が使ってくださいと配布しているものですし、私自身がデザインの知識がすごくあるかというわけではないので、素人ではありますけれども、もう少し何かできたのではないかとというのが正直な感想でした。

2回目のはがきの内容なのですが、現時点ではデザインも含めて、今後どのようにする予定なのか、お示しください。

○(保健所)保健総務課長

2回目のはがきのデザインはまだ決まっておられませんけれども、今、委員がおっしゃったように、紫の1色のはがきということで、おとなしめの印象という御意見もありますので、それを踏まえまして、ほかの都市のよい事例なども参考に、早く決めて、より目立つように検討したいと考えています。

○橋本委員

デザイン、内容も含めたものに対して少し提案といいますか、お話しさせていただきたいのですが、本年(令和5年)の第1回定例会で当会派の白川議員がナッジ・ユニットに関して質問しております。そのときの御答弁の内容を少し読ませていただきます。

特定健診におけるナッジ理論活用の経緯につきましては、令和元年度まで特定健診の受診率は全道・全国に比べて非常に低く、健康寿命の延伸のため、受診率の向上が急務とされておりました。このため、厚生労働省が推奨し、受診率向上に効果があるナッジ理論を活用した特定健診受診率向上支援等共同事業に令和2年度から本市も参加し、受診勧奨を実施いたしております。次に、健診受診率向上の取組などにつきましては、令和2年度より未受診者へ受診勧奨通知にナッジ理論を活用するとともに、通知数を大幅に増やしたほか、クオカードプレゼントなどの受診促進キャンペーンを実施したことにより、受診率は令和元年度と比較し5.3ポイント向上の24.9%となりました。受診率の向上はこうした取組の成果であり、ナッジ理論の活用も一定程度寄与したと考えておりますとありました。

最後に、行政運営におけるナッジ理論の考え方につきましては、ナッジ理論は、大きな費用をかけることなく、僅かな工夫で取組に対する効果が得られる可能性があることから、日常の業務において活用することは有効なものと考えておりますとありました。

本市において、先進的にナッジ理論を活用しているのは、まさに保健所なのです。結果もエビデンスもあるということなので、先ほどもお話ししましたが、ぜひ、はがきのデザインの観点も踏まえて、ナッジ理論を大いに活用して、HPVワクチンのキャッチアップに関してもつくっていただけたらと思います。

1回目のはがきも、ナッジ理論が全然ないとは思わないのですが、デザイン的にも、もう少しナッジ理論を含めて考えていただくのがよろしいかと思っております。見解をお示しいただけますでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

ナッジ理論というのは、強制したりしないで、ちょっとしたきっかけで御本人がよりよい選択をするように誘導することと理解しております。

先ほどの御質問にもありましたが、HPVワクチンの接種の判断にお困りの方というのが一定数いらっしゃる予想される中で、まさにナッジ理論というのが効果的ではないかと私どもも考えております。ワクチン接種をするかしないかの判断材料を多く示すということもやっていかなければならないものと考えておりますので、2回目はがきにつきましては、ナッジ理論を最大限活用して、記載の内容を検討していきたいと考えています。

○橋本委員

次に、市内の路線バスなどへの広告の掲示よりも勧奨はがきの費用対効果が高いと思われるとのことでした。8月のはがきの結果をもって対応も考えてまいりたいということで再質問でも御答弁いただいております。

2回目の勧奨はがきは、今後、少しデザインを変えて検討して下さるということなのですが、この効果をさらに上げるためには、それまでにできることというのがまだあると思います。

8月の勧奨はがき後も含めて、何かほかの取組、考えられるようなものがあれば、お示してください。

○(保健所)保健総務課長

現在のところなのですが、共通した取組ということになるのですけれども、現行の広報おたるですとか市のホームページでの周知を継続するということがまず柱になります。また、市の公式SNSを通じての周知も積極的に行っていきたいと考えています。

○橋本委員

代表質問のときもSNSを利用したという御答弁はいただいております。現行である公式SNSは、もちろん大いに活用しないといけないのですが、まず、代表質問でお話した全国での効果を上げている取組を私は紹介したのですけれども、繰り返しになるのですが、本当に特にすばらしいと感じたのは群馬県の取組で、高校生当事者による意見が一部事業化され、メッセージ付きの生理用品を配布する。生理用品1個に「恋をしたら！子宮頸がん予防！」というシールが1個貼ってあったりするのです。確実にみんな使いますし、要らないという人はほとんどいないだろうし、これが、ティッシュとかではなくて生理用品というのもまたすごくいいと思いました。そのアイデアというのは、やはり、当事者によるものなのかとすごく強く感じました。

また、当事者の高校生による動画配信がティックトックで行われているのです。ティックトックなど同じSNSを使用するにしても、どのようにしたら直接、当事者に届くかをよく分かっているというのに本当に感心しました。そういった柔軟なアイデアというのは、比較的大人の私たちは、なかなか出てこない部分かと思いました。

小樽市の公式SNSは、エックスがフォロワー数が1万2,375人、フェイスブックが6,720人、インスタグラムが1万2,000人、LINEが4,484人となります。ほかにはホームページとか広報おたるになるのですが、このSNSの投稿、広報広聴課へ依頼をされると思うのですけれども、このような投稿のタイミングというのはどこで決まっているのか、お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

広報広聴課への依頼ということで、締切りという点では特に設けられて定められておりませんので、随時、必要に応じて依頼するという事になっています。

今回、キャッチアップ接種の最終年度ということになりますので、掲載回数を多くするよう、これから依頼していきたいと考えているところです。

○橋本委員

では、今、エックスとフェイスブックで上げていると私は確認できているのですが、エックス、フェイスブックの使い分けみたいなものがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

エックスとフェイスブックの掲載の使い分けに関しましては、保健所としては依頼を行っておりますが、特にどちらかを使うという使い分けの要請というのは行っておりません。

○橋本委員

私は、昨年より1年間、ホームページとかSNSに関して度々いろいろな質問をしてきたのですが、昨年の質問の中で、子宮頸がんとHPVワクチンのホームページの情報に関しても質問して、内容を変更していただいたこともありました。今は正しい情報が載っていて、そのときはありがとうございました。

移住施策の質問をしたときに、小樽市のインスタグラムは、道内の自治体公式の中でも、実はずば抜けてフォロワー数が多いので、ぜひ、移住施策に何か利用できないかというような質問をしたことがあります。ただ、本市のインスタグラムは、特性上といいますか、市の取組などの広報としては利用できないということがそのときに分かったのです。実際に市民の方、また、外に情報を出すとなると、LINEは登録者数も少ないです。何かを発信するというのはこれまでもないかと思うので、エックス、またフェイスブック、この二つになるのかと思います。

SNSを利用した啓発・周知というのは、結局、エックスもフェイスブックも、リンクが貼られている状態なのでホームページにつながる。詳しく中を知りたい人は、最終的には、どちらもホームページにたどり着くとなっています。

今年度は、勸奨通知を封書ではなく、はがきにさせていただきました。はがき以外での取組はSNSということですが、SNSに関しては、先ほどもお聞きしましたけれども、昨年もSNSで発信している、ホームページの情報も今は正しい情報になっている。ただ、発信はしたけれども、昨年は結果にはつながらなかったというのが分かっている。つまり、現在、使えるSNSの効果をもっと最大限に上げていかなければならないと思うのです。使える球をもっとよりよくするというか、今あるSNSでやろうと思えば、もっとよくなるはずなのです。つまり、今、エックスとフェイスブックの2本しかないわけですから、最低限しっかりやっていかないといけないというところなのかと思います。

まず、ホームページの在り方、今のHPVワクチンのホームページは文字が並んでいる状態なのです。大事なところは赤字にさせていただいたり、すごく努力していただいて情報もきちんとしているのですが、少しイラストが入っていたり、厚生労働省などでチラシなども手に入りますので、そういったものが最初に飛び込むような、何かそういったことができないかと思うのですが、その辺の検討はいかがかということと、今、エックス、フェイスブックに投稿したときのビューポイントなどを確認して、今後に生かしたりはしているでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

まず、HPVワクチンの該当ホームページにつきましては、確かに現在、文字での表現ということになっております。広報広聴課に確認いたしました。市のホームページ上では、画像や図の使用について、ファイルサイズが大きくなり過ぎない限り画像を用いてもよいということでございまして、視覚障害をお持ちの方の読み上げ機能に対応するために、画像の内容が分かるようなテキストを別に掲載していればよいということが分かりました。これを踏まえまして、今後、分かりやすくするために、ホームページの内容の修正を検討したいと考えております。

次に、エックスなどのビューポイントの確認につきましては、現在は行っておりませんでした。今後は随時確認するように努めまして、活用できるものがあれば取り入れていきたいと考えております。

○橋本委員

キャッチアップの対象者は、令和6年で19歳から27歳、キャッチアップ期間中に定期接種の対象から外れた世代も含まれますから、17歳、18歳も含まれます。

宮崎県宮崎市では、産婦人科の医師が講師となり出前講座をしていたりします。授業参観とセットにするなど保護者へも働きかけているというところもあるのです。キャッチアップ対象者の多くは学校を卒業した年代ではあり

ますが、今後、定期接種の対象者も含めた学校での対応、工夫なども、もしかしたら必要かと思えます。

キャッチアップに関しては期限も迫りつつあり、他都市の成功事例みたいなものを短期間に取り入れるというのは難しいというのは理解できるのですが、今後も見据えて学校での取組、何か課題とか、できることがあれば、お示しいただけますでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

まず、本市におきましては、現在、小・中学校での取組というのは行っておりません。

ワクチン接種全般もですが、HPVワクチンの周知、啓発ができるかどうかにつきましては、今後、教育部と協議しまして、可能かどうかも含めて検討していきたいと考えています。

○橋本委員

調べると、学校構内で保健室の教員が子供たちに正確な情報を伝えているというのも結構、見かけるので、可能なのではないかと私は思っています。ぜひ御検討いただけたらと思います。

厚生労働省のアンケートに、「HPVワクチンの情報を得る場合に信頼できると思う情報源」という問いに対して、1位が「日本国内のTV」、本人が27.6%、保護者が26.3%。2位が「医師からの情報」、本人が15.3%、保護者が21.8%とありました。医師からの情報がきちんと届くことが望ましいというのは、このアンケートからも分かるのですが、やはり、特に保護者の方は医師からしっかり聞きたいという気持ちがあるというのが数字からも分かります。

代表質問の御答弁の中に、医師会の御協力をいただき、年度途中においてもワクチン接種の受託医療機関を増やすとともに、かかりつけ患者への働きかけの対応を行っているとありました。

まず、受託医療機関の確認方法をお示しください。そして、かかりつけ患者への働きかけというのがどういったものなのか、分かればお聞かせいただけますでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

まず、HPVワクチンの受託医療機関でございますが、現在、市内でいきますと20医療機関となっております、市のホームページにおいて一覧を掲載しているところです。

次に、かかりつけ患者への働きかけにつきましては、小樽市医師会独自でHPVワクチン啓発のポスターやチラシを作成する予定とお聞きしております。そのほかの受託医療機関におきまして、受診されている患者の中で、キャッチアップの接種の対象者の方がいらっしゃいましたら、HPVワクチン接種の検討を行っていただけないか、小樽市医師会や受託医療機関に申入れを行うということを今考えているところであります。

○橋本委員

これまで何度か言いましたけれども、先ほどもありましたが、宮崎県宮崎市は、ナッジ理論を活用した勧奨はがきを作っています。対象年齢を超えた場合にかかる費用は最大で約10万円、実施医療機関一覧、産婦人科医の解説動画QRコード、子宮頸がん情報とワクチンの有用性、副反応がグラフで表現されていて、最後に子宮頸がん検診についても書かれたはがきなのです。情報量がとても多いのですが、子宮頸がんの情報の中では、年間の罹患患者数、死亡者数などと一緒に、この情報の当時、新たに子宮頸がんと診断された人数は、宮崎県が日本一だったという少しネガティブな情報も入れることで、すごく臨場感があるはがきでした。

ポストイックスというのでしょうか、三つ折りでのりづけされているものなのですが、かなり費用がかかっているとは見てとれるのですが、同様なものはネットで検索するといろいろ見られるので各自自治体で作成しているのだろうと思います。

三つ折りなので6面使えるのです、情報量はたくさんあって、もちろん色も使って、イラストも入れて、QRコードで動画が見られるなどというのはすごくいいと思うのですが、こういったものが作れるのであれば、ぜひ御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

1回目のはがきは通常の形のはがきでございまして、表裏の2面のカラー刷りでしたので、御提案のポスティックス、圧着はがき方式は、おっしゃるとおり、開くと6面になりますので、掲載できる情報量が段違いであります。

また、圧着はがきというのも、人の心理で、剥がして中を開きたくなるというような行動づけも期待できますので、予算面もあるのですが2回目のはがきとして採用は可能かどうかを少し検討はしてみたいと思っています。

○橋本委員

ぜひ、ナッジ理論をふんだんに使ったはがきを作っていただいて、目につくようなもの、また、小樽市医師会との協力で動画なども、もしよかったら作っていただいて、そういったものをどんどん取り入れていただけたらと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村(誠吾)委員

◎人口対策会議について

通告に従って、人口対策会議のことです。

ホームページを見せていただきました。小樽市人口対策会議設置要綱の設置目的ですが、「人口対策は本市における最重要課題であることから、各界の意見を聞くとともに必要な対策を検討することを目的」とされています。

まず、開催の日程のことなのですが、令和元年度は7月25日から4回開催されています。令和2年度からは1回ずつで10月9日、令和3年度は令和4年2月1日、令和4年度は令和5年2月9日、そして、令和5年度は令和6年2月16日となっています。この開催時期を見ると、令和3年度からは、いずれもほぼ予算が固まってしまった時期となっており、小樽市人口対策会議の意見を次年度予算に反映できるような時期ではないと私は考えます。

出席者名簿を拝見しても、本当に各界の方に参加いただいています。せっかく各界の方に意見をいただいても、2月に開催すると、ただ御意見を頂戴するだけとなり、予算を伴う場合には次年度の市の施策に反映することはできないです。様々な意見を速やかに反映する可能性を担保しておくためにも、次年度の予算に反映できる時期に開催するのがよいのではないかと思います。令和2年度に開催していた10月であれば、まだ各界の意見を予算に反映できると思います。

そこで、質問なのですが、令和3年度から開催時期が遅くなった理由は何なのですか。また、今年度は予算に反映できるような時期に開催する考えはありますか。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

小樽市人口対策会議の御質問でございます。令和3年度から開催時期が遅くなった理由でございますが、現在の第2期小樽市総合戦略は令和2年7月に策定されております。この総合戦略策定後、小樽市人口対策会議は進捗管理の報告を主な目的として開催してまいりました。総合戦略のKPIは、総合計画の指標とほぼ重複しておりますことから、令和3年度以降は、この総合計画の進捗状況の取りまとめに時期を合わせる形で毎年2月に開催してきたものであります。

今年度につきましても、予算編成前に小樽市人口対策会議を開催する予定はございませんけれども、予算編成に当たりましては、小樽市人口対策会議からいただきました御意見等を踏まえながら進めてまいりたいと考えており

ます。

○中村（誠吾）委員

次に、議事録を読ませていただいたのですけれども、今、説明されている小樽市人口対策会議については、私が見たのは、先ほど、第2期小樽市総合戦略策定後、進捗管理が主たる目的と説明いただきました。本当にこれでいいのですか。というのは、どこの会議や委員会でも、進捗管理だけなら市職員でも可能です。やはり、人口対策という難問に対して、各界の知恵を出してもらい、それを施策につなげていくのが主な目的であるべきではないでしょうか。

改めて確認したいのですが、質問です。それでは、小樽市人口対策会議の主たる目的は何になってしまうのですか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

小樽市人口対策会議の設置目的でございますけれども、設置要綱では、設置目的といたしまして「人口対策は本市における最重要課題であることから、各界の意見を聞くとともに必要な対策を検討することを目的」とされております。

会議の検討事項につきましては、「本市における人口減少の要因に関する事項」、「今後の人口対策に関する事項」、「その他人口対策に関し必要な事項」としているところであります。

なお、総合戦略の策定後は、その進捗管理が主な議題となっておりますけれども、会議の中では、人口対策についての御意見も伺っているところであります。

○中村（誠吾）委員

今の説明のとおり、具体的にいろいろな御意見をもらっているのです。

次に、具体も言います。

発達支援に特化した初の保育園留学の話題が出ていました。昨年度は、思わしい結果ではなかったようなのですが、こちらは全国に発信した人口対策としての施策だろうと考えているのですが、私が考えるには、随分議論になっていきますけれども、移住促進というものを全国に発信するのはもちろん悪くはないのですが費用対効果というのは決してよくないと思っています。

なぜなら、特に道外の方は北海道を検討している方も多いと思うのですけれども、入り口として小樽市を見ていただいても、結局は近隣市町村と比較をして、最終的に優位性があれば小樽市を検討するというプロセスになるのではないですか。厳しい言い方だけれども、つまり、最終的に近隣市町村との競争に勝たないと効果が出ないのではないかと考えています。

とするなら、議会のどこかの議論でもあった、私としては人を呼び込むというよりも、まずは流出を止める施策に注力して予算を措置していくべきではないかと思っています。札幌市に就職した若者であっても、小樽市にとどまってもらうにはどうしたらよいのではないかという視点です。つまり、小樽市にベッドタウン化という要素をどう取り込んでいくのかという点です。

実際に令和4年度の議事録を拝見しても、委員からこういう意見が出ているのです。札幌市から小樽市に通っている人はいるのに、小樽市から札幌市に通っている人はほとんど聞かないです。札幌市から通ってきているということは通勤圏です。札幌市で働く人が小樽市に住むということに目を向けるというのも一つではないかと思っていますという御意見がありました。私も同感です。

そこで質問なのですが、この意見に対して、札幌市で働く人が小樽市に住むという効果を狙って、人口対策として何か展開している具体的な施策はどのようなもののでしょうか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

札幌市に働く人が小樽市に住むという効果を狙った具体的な施策ということでございますけれども、令和5年7

月に、FMノースウェーブと本市と包括連携協定を締結しております。主に札幌圏からの移住・定住の促進、関係人口の創出を目的として、小樽市のPRの魅力発信、地域魅力発信事業として行っているものであります。

このほか、札幌市通勤者の移住というものに特化したということではございませんけれども、移住・定住促進住宅取得費等補助金ということで、三世同居・近居といったものも令和2年度に創出しており、中古住宅の購入ですとかリフォームの助成を支援しております。

また、移住専用のホームページではございますが、「笑になるおたる」というものを開設しておりますが、これも札幌市近郊に住む方々もターゲットにしているところであります。

○中村（誠吾）委員

これに関連して、令和5年度の議事録では、本当に各界の方からせっかく貴重な意見をもらっているのです。

銭函地域に子育て世代が多く入って転入が増えてきている。これは迫市長もいろいろなところで認識としてお話しいただいているのですけれども、議事録でも出ています。令和4年度までは、星野町の住宅地があり、札幌市近隣で他のところから比べると土地の値段が安いので、一軒家を求める札幌市の方が、ほしみ駅のある星野町辺りに家を持ちたいというニーズが多かったと委員の方も分析されているのです。

そこで質問です。現在の銭函地区に対する人口対策はどのようなものでしたか。

○（総合政策）企画政策室丸田主幹

銭函地区に対する人口対策というお尋ねでございます。近年、銭函地区は社会増が続いている貴重な地域でありまして、今、委員おっしゃったとおり札幌市から近接している、地価が安い、自然環境等の特性からニーズはありますけれども、昨今、社会増がやや鈍化している。先ほどおっしゃいましたとおり、宅地の開発が一定程度落ち着いているということもありまして、企画政策室では受皿不足ではないかということで分析しております。ですから、人口対策としましては、宅地や住宅の供給というものが考えられるかと思っております。

それから、市民アンケートの地区別集計を見ますと、比較的、銭函地区は子育てのしやすさ、公園緑地の満足度が高い。一方で、買物環境、公共交通の満足度が低いという傾向が見られる。こうしたことから、これらの強みを生かす、あるいは、弱みを改善するという方策などが考えられます。

○中村（誠吾）委員

先日、消滅可能性自治体の話がニュースで出ていました。失礼ながら少し市長ともお話をさせてもらったことがあります。残念ながら小樽市は、消滅可能性自治体という評価です。前回の調査は消滅可能性自治体という評価でしたけれども、今回、消滅可能性自治体ではなくなった自治体の多くは、実は大都市の近隣という立地の強みを生かしたという分析が出ていました。小樽市は札幌市に隣接し、JR、高速バスもあるのに消滅可能性自治体という評価なのは、やはり、強みを生かしていないのかと思います。そして、それも小樽市人口対策会議の御意見として見えてきます。強みを生かす施策としてなかなか難しいというのは承知していますが、駅前に大きな宅地を造り出すという施策を進めるべきではないかと私どもは思っています。

それは何かといいますと、事例があるのです。駅に近い工場を宅地に転換するしかないということで、隣の札幌市では、サッポロビール札幌工場跡地がアリオ札幌というものになって、東苗穂駅も移転して、マンションが複数建設されて、人気の住宅地が誕生したわけです。

これを銭函地区に当てはめれば、大きな夢かもしれませんが、株式会社新宮商行の大きな工場のある土地を利用できないのかと思うのです。そして、簡単に言うてしまうけれども、銭函駅の位置を少し札幌方面に変えて、2面4線のプラットフォームにして、快速の停車や、現在ほしみ行きになっています列車を銭函行きとしてもらい、これくらいやって初めて、先ほど申し上げた消滅可能性自治体脱却のスタートライン、インパクトを持てるのではないかと思うのです。もちろん稼働している工場だということは理解しています。企業の理解が前提となるのも当たり前ですが、これくらい夢のある施策を市としても検討してほしいと正直に思いますし、市民の皆さんにも、小樽

市はすごい展開を始めたというようなことで私の質問を終わります。

○面野委員

◎職員のメンタル不調について

私からは、職員のメンタル不調について伺います。

メンタル不調というのは、今、地方自治体職員に限らず社会的に精神疾患の患者数は増加しております。厚生労働省のデータにおいても精神疾患を有する総患者数の推移は増加傾向にあると示されており、中でも気分障害、感情障害である鬱病とパニック障害を含む神経症性の障害は、特に増加割合が顕著であると位置づけられております。

6月14日、沖縄タイムスでは、「メンタル不調(精神疾患)により30日以上のお休みや休職をしている那覇市職員が2023年度に93人に上り、統計を開始した16年度以降、22年度に続き過去最多となった」と報じられておりました。「発症原因は部署異動などによる「業務に対する不安」が最も多く、次いで「職場での人間関係」の悩み」だったそうです。こちらの報道のソースは、那覇市議会での答弁です。この記事の掲載によって全国の地方議会では、もしかすると同様の質問が行われているかもしれませんが、今日は小樽市役所の現状について伺ってきたいと思います。

初めに、令和5年度のメンタル不調による長期療養者数とお休みの総日数についてお聞かせください。

○(総務)職員課長

長期療養者数ということであったのですが、長期療養者数の定義というものを私どもでは、15日以上継続して病気で休むという場合に療養届というものを提出するという取扱いにしております。

療養届を提出した人数と職員の休んだ日数ということでお答えさせていただきますと、令和5年度は42名で、総休職休暇日数が4,463日ということになっております。

○面野委員

それでは、今お示しいただいた数値の中で、測定の分母となるのは全体の職員数ということになると思うのですが、実際、令和5年度の職員数というのは何名のうち今ほどの数値が出ているのか、お示してください。

○(総務)職員課長

日々というか毎月変動しますので、一番近いところが令和5年5月が大体、新規採用も全部落ち着いてという状況かと思っておりますので、令和5年5月1日現在の全部局の一般職の正規職員、再任用職員を合わせた数で申し上げますけれども、1,797名でございます。

○面野委員

統計の取り方にもよると思うのですが、一般的には日本人の30人に1人が心の病気で通院や入院をしていると言われておりますので、今伺ったデータは、療養届が出されていて、15日以上休んでいる方々のデータだと思うので、潜在的な数値としてはもっと多いのかとも感じます。

次に、ただいまお示しいただいたデータから、過去のメンタル不調の、いわゆる職員数の推移というのは増加傾向にあるのか横ばいなのか、その辺の推移についてはどのように捉えておりますか。

○(総務)職員課長

以前からの推移というのはどこからかというのもありますし、各年度の数字を正確に把握するのは間に合わなかったのではおっしゃりたいのですが、例えば、令和元年度、コロナ禍前の最後の年度で言いますと、先ほど申し上げたのと同じ考え方で拾った人数で19名でした。それからすると、倍以上になっているということで、やはり、傾向としましては、長期療養者ということで申し上げましても、増加傾向にあるというふうには捉えてはおります。

○面野委員

やはり、社会的な傾向と同様で増加傾向にあると伺いましたが、職員のメンタル不調の原因はどのような捉えを

しておられますか。

○(総務)職員課長

不調というか、病気療養した原因というものを一人一人聞き取りをしたものではありませんけれども、考えられることとしては、業務量が多くて残業が多いですとか、クレーム対応、例えば、カスタマーハラスメントみたいな状況ですとか、職場の人間関係がよくない、そのほかは個人的な問題、例えば、家庭の問題などもあるかもしれませんが、そういった問題などが考えられるのかとは思っております。

○面野委員

ここまでは状況について伺ってきたのですけれども、総務省では令和5年3月に、地方公共団体におけるメンタルヘルス対策に関する計画等の策定の推進についてという通知を出されております。そちらの通知の冒頭には、やはり、「近年、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者が増加傾向である」と現状に触れられておりまして、全国的な問題なのだと認識しております。

そこで、小樽市の対策や認識について伺いたいと思います。まず、職員のメンタルヘルスに関する相談窓口というのは設置されていますか。

○(総務)職員課長

相談窓口ということで、メンタルヘルスに特化した窓口ということではありませんが、市役所の別館の地下に健康管理室を設けておりまして保健師が勤務しております。保健師がメンタルを含めた様々な健康面での相談というものを受け付けておりますし、相談者本人が希望する場合がありますが、産業医が毎週来ておりますので、産業医による面談ですとか指導というのも行っております。

平成28年度からストレスチェックというものを実施しておりますけれども、ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された職員につきましては、これも本人が希望した場合に、やはり、産業医による面接・面談というものを実施しております。

○面野委員

次に、職員向けにメンタルヘルス研修などは実施されていますか。

○(総務)職員課長

研修ということですが、まず、職員を一番身近で見ている所属長の立場からの対策ということを焦点にしまして、昨年度からなのですが、新しく管理職になった新人管理者研修というのがあります。対象にした研修の科目の中で、メンタルヘルスのラインケアという講義を実施するようにしております。

これも昨年度からなのですが、採用後10年程度の職員を対象とした階層別に行っている研修があるのですが、その研修の中でメンタルヘルスのセルフケア、自分で対策しようということの内容ですが、講義を実施しております。

また、昨年ではなくてずっと以前からになるのですが、新規採用職員研修を毎年4月に行っておりますけれども、そのカリキュラムの中で、メンタルを含めた、いわゆる健康管理に関する講義というものを実施しております。研修ということではないですが相談に絡む部分で、昨年度からは、新規採用職員が採用から半年を経過した秋に、健康管理室の保健師が新規採用職員と面談を行っております。

○面野委員

様々研修ですとか取組を行っているという印象を受けましたけれども、メンタルヘルスに関する職員への意識調査などは実施されたことはありますか。

○(総務)職員課長

メンタルヘルスに特化した意識調査ということでは実施したことはないのですけれども、今後そういった内容を盛り込んで行うということを検討していきたいとは考えているところでございます。

○面野委員

先ほど職員のメンタル不調の原因についてお話をいただきましたが、長時間労働の実態についても伺っていきたいと思います。

やはり、長時間労働とメンタル不調には相関関係があると言われておりますけれども、小樽市ではノー残業デーというものを推進していますが、その実態というのは現在どのように捉えておられるか、お聞かせください。

○(総務)職員課長

おっしゃられたノー残業デーは、毎週水曜日で設定して以前から取り組んできておりましたけれども、コロナ禍で業務が増えたという影響も少しあるのかとは思っておりますけれども、正直に申し上げまして、現状ではそこは徹底できていないというのが実態かと認識しております。

改めて、今年度に入ってから部長会議などの場におきまして、ノー残業デーの徹底ということについて、複数回、呼びかけをしているところでございます。

○面野委員

ただいま幾つかの観点から、対策の有無でしたり、認識についてお伺いいたしましたけれども、やはり、メンタル不調の職員数が増加傾向にあるとすれば、従来のケアや取組だけでは改善されていないという解釈もできて、まだ取組ができることがあるのではないかと思います。

今後、例えばですが、メンタルケアに関する専門家の協力やアドバイスといったものを取り入れるなど、さらに効果的な取組について検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○(総務)職員課長

先ほど申し上げた相談などの体制は、保健師であったり、産業医が対応しているので、そういう意味でも専門家が対応していないということではないとは考えてはいるのですけれども、ただ、実際に現在、来ていただいている産業医は精神科の医師ではありませんので、そういう意味では、本当のメンタルの専門家ということではないという状況がありますので、今後のメンタル不調者の状況がどういふふうになっていくかということもありますけれども、その辺から今後さらなる踏み込んだ取組が必要だろうという場合には、今おっしゃったような本当のメンタルの専門家の協力を求めるということも検討していかなくてはならないかとは考えているところでございます。

○面野委員

ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

次に、メンタル不調となった職員の方、そして職場への対応について伺います。在職中であるメンタル不調の職員へはどのような対応を行いますか。

○(総務)職員課長

在職中というのは、療養等をした後に復帰して、今出ている職員というのにも含まれるのかと思うのですが、いずれにしても、そういう職員をまず一番身近に見る立場というのは、やはり所属長、管理職になりますので、第一義的には、所属長が面談などの機会におきまして、職員の業務の状況ですとか心身の状態、メンタルの状態などを把握するように努めていただいて、業務配分の関係などその辺を必要に応じて対応するというのがまず第一なのかとは思っています。

あとは、先ほど申し上げましたような健康管理室の保健師ですとか、産業医による面談・指導ということが対応ということになるかと思います。

○面野委員

それでは、休職中の職員に対する復職支援として、休職後のスムーズな復職をサポートするようなプログラムなどは用意されているのでしょうか。

○(総務)職員課長

まさにプログラムということがございまして、目的として、長期療養した職員が円滑に職場復帰できるようにと、ということで、本人が希望した場合に本人の主治医ですとか産業医の意見も踏まえながらなのですが、職場リハビリテーションを復帰する前に実施するというので、制度としては設けております。

○面野委員

実際に復職できる方、できない方がいらっしゃると思うのですが、リハビリテーションによって復職できる方はいらっしゃるのですか。あと、最長で何年休職というものができるのか、お聞かせください。

○(総務)職員課長

職場リハビリテーションは、本人が希望してやったとしても、長くて3か月ということで実施するのですけれども、正直、途中で中断してまた療養に戻ってしまうというケースもあります。それから、無事に復帰したとしても、そんなに間を置かずに再び療養してしまうというケースもあります。ただ、基本的には、制度としては、おおむねスムーズな復職への効果としてはあるものとは考えてはおります。

それから、休職は最長で何年ということですが、病気療養での休職ということで申し上げますと、小樽市職員の分限についての手続及び効果に関する条例の中で、休職期間は3年以内ということで定めておりますので、長期療養が延びて3年ということになりますと、その時点で引き続き療養しなければならないとすれば、職務を続けられる状態なのかどうかということの判断をした上で、場合によっては分限免職処分ということを検討しなければならないということがありますので、そういう意味で、3年というのが休職の上限と捉えられるかとは思っております。

○面野委員

メンタルの不調を訴える職員へのケアも、もちろん必要なのですけれども、やはり、その職場では人員不足による負担が偏り、残された職員は業務が多忙になる。また、先ほど御見解を伺った長時間労働へとつながるため、人員の補充に関しては、労働環境の悪化を防ぐために適切なタイミングで行う必要があるのだろうと判断いたしますけれども、人員の補充はどのような考え、指針の下で、どのようなタイミングで行っていますか。

○(総務)職員課長

メンタル不調で休んだ職員の代わりに人員の補充ということかと思っておりますけれども、制度としては会計年度任用職員の任用ということで対応しているのが現状ということになっております。

考え方としては、先ほど申し上げた15日以上療養が続くことになって療養届というものを出すということになったときに長期療養という捉え方をします。長期療養が必要だということになれば、まず、代替の会計年度任用職員の募集をかけて任用可能とはしております。

ただ、実際に募集してハローワークに求人を出し、面接等をして任用するとなると2週間ぐらい、一定程度時間がかかってしまうということもあります。それと、実際、各職場の業務状況ですとか、本人の療養期間が長期間か短期間かどうかということなどを踏まえまして、実際は各職場において代替の会計年度任用職員を募集するかどうかなどを判断しているというのが実情かと考えています。

○面野委員

やはり、メンタル不調で穴というか欠員が生じて、しわ寄せが連鎖になって、体調不良ももちろんですし、メンタル不調をまた引き起こすというようなこともあります。今、課長がおっしゃったように療養期間がどのぐらいになるのかというのは、外科とか手術とかと違ってなかなか読みづらい部分があるので、タイミングという部分では本当にデリケートというか難しいところはあると思うのですけれども、やはり、職場環境の改善というか、悪化を防ぐためにも適切なタイミングでそういった人員の補充という考え方を進めていただきたいと思います。

また少し違ったケースで、一部ではメンタル不調で病欠が続いているけれども、長期休職に入らない職員も中に

はいらっしゃると聞いております。その場合、多分、会計年度任用職員で人員の補充ということではできないと思うのですけれども、そういったケースの場合、その間のほかの職員の負担についてはどのように考えているか、お聞かせください。

○(総務)職員課長

今おっしゃられたケースのような病欠の取り方をしている職員が実態としているというのは、確かに事実であります。やはり、そういうケースがあった場合、第一義的には周囲の職員がカバーせざるを得ないという実態であると考えています。当然、職員にとっては負担となっているという認識はあります。

周りの職員が頑張ってくれているとは思いますが、あまりにも状況が続いたり、ひどいことになるとうり職員自体が疲弊してしまうというような状況も考えまして、職場ですとか、職員の状況によっては、病欠を取っている職員本人が長期療養しているか、していないかということにかかわらず、職場のサポートのために会計年度任用職員を任用するというような運用も限定的ですが、最近、行っているところであります。そういったことをしながら、周りの職員の負担を何とかカバーするというについては、対応を考えていきたいとは思っているところでございます。

○面野委員

本人はもちろんですけれども、御家族や知人、または職場の仲間の皆さんにも、やはり影響が大きなものなのだと感じます。最善は、職員の皆さんが精神衛生上、健全な環境で働けること、または人間関係がうまくいくこと、そして、私生活を送っていただいて、メンタル不調者がいない市役所というのがベストな状況だと思いますけれども、現代社会ではメンタルの不調、精神疾患については増加傾向にあるということで、なかなか職場だけのケアでは追いつかないというか、改善できないという部分もあるのだろうと私自身も理解しています。

しかし、できる限り職員のメンタル不調を事前に防止するために労働環境の改善に努めていただいて、早期発見や早期対処のできるケアの実践をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○中鉢委員

◎保育、幼児教育について

まず、先日の代表質問の質問事項につきまして、再度委員会にて質問させていただきたいと思っております。

入所待ち児童の数について質問させていただきました。そのときは3月時点の数字で、平成30年度が102名、令和元年度から3年度は70名前後に推移し、令和4年度から増加傾向にあり、令和5年度が106名という御答弁をいただきました。

令和4年度から増加傾向というようにお話がございましたが、入所待ち児童の数だけではなくて、そのときの定員が幾らであって、入所待ち児童が何人いたかとお聞きしたほうが正確な情報が得られるのかと思っておりますので、令

和4年度の分母といたしますか、まず、入所待ちの児童の人数と、お答えいただいた平成30年度から令和5年度までのそれぞれの定員数について、お聞かせいただきたいと思います。

○(こども未来) 子育て支援課長

平成30年度から令和5年度までのそれぞれの年度の3月における定員数と入所待ち児童数について数値を申し上げます。

平成30年度は、定員数が1,476人に対しまして入所待ち児童数が102人。令和元年度は、定員数が1,521人に対しまして入所待ち児童数が70人。令和2年度は、定員数が1,506人に対しまして入所待ち児童数が76人。令和3年度は、定員数1,449人に対しまして入所待ち児童数が68人。令和4年度は、定員数が1,469人に対しまして入所待ち児童数が94人。令和5年度は、定員数が1,479人に対しまして入所待ち児童数が106人でございます。

○中鉢委員

今、数字を示していただきましたら、定員数と入所待ち児童の数というのが、平成30年度が1,476名の定員に対して102名、令和5年度が1,479名に対し106名というのを見ますと大体、比例しているというのが分かりました。

令和元年度から令和3年度にかけて、入所待ち児童が減少した理由、また、令和4年度以降に増加した理由は、配置基準の変更などの制度的な要因によるものなのか、はたまた何か社会的環境要因によるものなのか、増減の理由をどのように分析というか、こういうことではなかろうかというお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○(こども未来) 子育て支援課長

増減の理由につきましては、入所される方の申込数ですとか、各園の定員数、歳児別、クラス別の定員ですとか、あるいは各園の職員の配置など、複数の要因について分析したのですが、はっきりとした理由についてはつかめなかったというのが正直なところでございます。ただ、今後も要因分析に努めながら入所待ち児童の解消に向けて検討を続けてまいりたいと考えております。

○中鉢委員

続いて、手宮・最上両保育所の方向性について、関係機関などへの聴取をしながら検討を進めるというような御答弁をいただきました。ここで言う関係機関というのはどのような機関であり、どのような方であるのかというものを示していただけますでしょうか。

○(こども未来) 阿達主幹

関係機関といたしますのは民間の各施設になり、保育所や認定こども園、幼稚園になりまして、今まさに個別に御意見をお伺いしているところでございます。

○中鉢委員

続きまして、定員と子供の充足率の話なのですが、つかみづらいと思うのですが、保育所に子供を預ける場合、家の近くか、勤め先の近くか、大きな二つの選択肢が多分あって、例えば、近くに親戚がいるとそことか、個別の事情が様々あると思うのです。何かあったときにとっさに動けるのは、勤め先の近くに預けておられるときのほうが対応としてはできるのかとか、帰りが遅くなったときも勤め先の近くであればすぐお迎えに行けるというようなことがあって、勤め先の近くを選択される方が多いのかと思うのです。

地域ごとの定員数と入所待ち児童という比較をしたときに、手宮地区は77%という数字が出ましたけれども、その数字が一概に比較対照の数字としてなり得るのかどうなのかというのもあるのですが、果たして御自宅の近く、また勤務先の近く、どういう選択をされておられる保護者の方が多いのか、なかなかつかみづらいことかもしれませんが、もしも分かればお示しいただきたいと思います。

○(こども未来) 阿達主幹

御自宅の近くの保育所等を利用している方が一定数いるということは把握しているのですが、自宅から離れた保育所等を利用している場合でも勤務先の近くを選択しているパターンですとか、または、自宅や勤務先の近

くの保育所等に空きがなくてやむを得ず遠くの保育所等を利用している場合など様々なケースがありますが、それぞれの方の事情などは把握できておりませんので、申し訳ありませんが、明確にはお答えすることができません。

○中鉢委員

続いて、病児保育についてお聞きしたいと思います。

令和5年度から無償化されたこと、また、対象年齢や疾病に加えて、けがであっても利用できるようになったということからか、年間169名の利用があったという御答弁をいただきました。

ただ、定員も、病児保育とたつのこルームがあったはずなのですが、仮に子供が風邪を引いて保護者の方が病児保育にと思ったときに、満員です、受け入れられませんというケースがあるのでしょうか。また、風邪などを考えると冬場は利用者がすごく多いという、季節ごとに何か変動みたいなものがあるのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

病児保育につきましては、1日の定員が3名となっております。

運営しております、たつのこルームに確認したところ、流行性の疾病がはやっていた際に複数の申込みが重なってお断りしたケースが数回あったと伺っております。

それから、季節よっての増減につきましては、令和5年度の状況でいいますと、10月から12月の秋から冬に向かう時期にかけて利用者が比較的多かったという結果となっております。

○中鉢委員

◎公共施設の今後のエアコン設置について

続いて、エアコンについてお聞きしたいと思います。

小・中学校の普通教室に加えまして保健室には窓用のエアコンが設置され、さらにスポットクーラーもあるというような御答弁をいただきました。今後、公共施設のエアコンの設置はどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。施設は、もちろん学校だけではなくて、所管する施設を部署がいろいろと持ち寄って、そこでこちらの施設だというような議論が行われるのか。

ただ、ある程度、中立的な立場で判断することが必要だと思います。今年の夏の暑さは分かりませんが、小・中学校に設置されたということで、いろいろな施設でエアコンをつけてほしいという声が市民の方から寄せられるのではないかなという感じがいたします。古い施設も、もちろん小樽市にありますけれども、業務用エアコンの耐用年数とか減価償却などというものを見ると、13年から15年ということで、エアコンを設置するとそれぐらいは最低使えるものだということでございます。

つまりは15年後とかまでを見越して、施設や広さ、利用人数、利用時間などを加味しながら、公平公正な基準を設けて対応していただきたいと思いますが、それについての見解をお伺いしたいと思います。

○（総務）総務課長

今後のエアコン設置に関する基準ということでしたけれども、今年度につきましては、小・中学校の普通教室を最優先としまして、その他の施設は子供が利用する施設と多くの市民が利用する施設を優先して整備を進めております。

しかし、対応できる業者や市の施工体制にも限界がございますので、優先項目に該当していても整備に至っていない施設がありますので、まずはその整備を進めてまいります。

その後につきましては、各市有施設から要望が寄せられておりますので、財政状況を勘案するとともに、新年度に向けて優先順位を検討しながら、引き続き、整備を進めてまいりたいと考えております。

○中鉢委員

今回、私は、保育とか幼児教育を質問させていただいて、昔、少し幼稚園とか保育所に関わっていたこともあつ

たものですから、そのときと大分制度が違っていたりとか、さらに複雑な制度になっていたり、また、国からどうしても市町村へ全部、話が落ちてきて、極力、市町村でやってくださいというようなシステムになっていて、とても担当部署の方は大変だというのは十分に分かりました。しっかり私も情報をアップデートできましたので、引き続き、理解を深めてまいりたいと思います。

○中村(吉宏)委員

◎買物支援について

最初に、買物支援について伺わせていただきたいと思います。

昨年の議会議論から引き続いて、今の状況の確認を今定例会の一般質問でさせていただきました。その御答弁の中で、事業者に対して買物を含めた高齢者の生活支援の実施可能性のアンケートを実施ということでもありますけれども、このアンケートの概要についてお示しいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

アンケートの概要ですけれども、送迎車両を持っている市内のデイサービスとか特別養護老人ホームといった約60の介護事業者を対象に調査票を送付する形で、本年4月に実施しました。回答については、19事業者からございました。

その内容なのですが、まず、実施が困難という事業者が9事業者、その都度、法人での検討が必要というところが6事業者でした。地域からの要望があるなど条件によっては可能というところが4事業者あったのですけれども、その都度、法人での検討が必要ですか、運転手以外に添乗者が必要、市との連携が必要といった条件などが回答にございました。

今回のアンケートでは、こちらとしては、事業者に移動支援の部分の実施というものを今やるというのは、人員体制等の問題からなかなか難しいというような認識でございました。

○中村(吉宏)委員

アンケートで、少なくとも状況を分かってくさっている事業者がいることは見いだせたということだと思います。

今それに向けて、事業者にお願いしていくのも少し困難だという話もありましたが、実際に何か制度的な設計をお考えになったり、協議をされたりというのを原課ではされたのか、お示しいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

具体的な制度設計という段階までは、まだ至っているところではございません。

○中村(吉宏)委員

今は福祉事業者に聞き取りされたということですが、例えば、こういう状況になったらこういう試行をやってみようといった何か目安みたいなものというのは何となくあるのか、お示しできれば、いただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

今おっしゃられたような目安というものも具体的にないのですが、個別の介護事業者に限って聞いた段階だったので、この次は、市内の社会福祉法人などに改めて、少し調査といいますか、そういったことを行ってみたいと考えています。これは、市内で社会福祉法人懇話会しあわせネットワーク・おたるというようなネットワークといいますか、協議会みたいなのがございまして、そこを通じて少しお願いもしながら、そういった調査をやってみたいと考えていたところでございます。

○中村(吉宏)委員

そちらの調査ではそういった動きになるということでもあります。

おとし、小樽市社会福祉協議会で実証実験も行った事例で、そこから生じた課題というのは、恐らく道路運送

法だと思いますが、その辺の課題の解消等について何か進展あればお示しいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

令和4年度の実証実験での課題なのですが、今、委員がおっしゃった道路運送法の部分と、昨年の答弁でもあったと思うのですが人員体制とか車両といった部分があったと思うのです。

道路運送法については、先ほど本会議であったように、無償運送に当たる範囲で、ある程度一定の実費相当をやっても無償運送に当たるといった解釈がガイドラインなどで示されたものですので、こういった部分を参考にしたいと思っているのですが、令和4年の実証実験で、それ以外に大きな課題としては、やはり、やっていただける人手の不足、人員の部分ですとか車両の確保といった部分が大きかったというような認識でございます。

○中村(吉宏)委員

人員・車両のという話がありまして、そういうこともあるのかと思いつつ、今定例会一般質問では、スーパーなどの小売店舗の事業者の協力を得て、買物支援に結びつけてはという質問もさせていただきました。

これについても、少し他都市の取組も参考にということでありますけれども、本市においてこういった取組、あるいは実証実験を含めて進めていくということは、今の段階で可能かどうかというものをお聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

現時点についていうと、今は全く白紙の状態、今言ったようなスーパーにそういった御協力をいただくとか、連携するという部分につきましては、まず市内の関係部署とも連携を図りながら、引き続き調査・研究してまいりたいと思います。

○中村(吉宏)委員

民間連携ということになりますと、福祉保険部だとやはり、福祉方面の専門になりますので、全庁的に取り組んでいただきたい。実際に実施している都市もあるわけですから、福祉の問題に限らず、民間の営業力向上とか、そういうことも含めた観点から、民間小売事業者たちを巻き込んだ取組ということまで展開して、この課題解消に結びつけるという手法も可能かと思えます。私からもお願いはしたいと思えますけれども、この観点を含めて、もう一度答弁をもらえればと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室長田主幹

ただいま委員からいただきました御意見、御提言も参考に、関係部署と改めて連携を図りながら調査・研究してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

◎看護学校について

続きまして、看護学校の関連の質問をさせていただきます。

この課題については、令和7年度中に小樽看護専門学校が閉校に至るということで、その後の看護師、市内の看護人材の供給・輩出に非常に不安を覚えながら、この問題について私も取り組ませていただきました。新設校が難しいという状況を受けまして、市でも新しい次の手段を講じていただきながら、昨日の議会議論の中では、現状では小樽市から新設校を設置するということを求めていくのが難しいという御答弁をいただいた中で、この話の議論を進めてきた自分としては非常に痛恨の一撃であり、要するに、市民の皆さんの医療全般を受けた安心・安全を守っていくのだという観点からは、私は非常に自分自身の非力さも痛感しているところであります。

とはいえ、課題が何もなくなったわけではなくて、今こういう状況であるならば、フロンティア精神よろしく、ゼロベースから再度安定した看護人材の供給、そして、高齢者人口が増加している小樽市の医療の安全を守っていききたいという観点から質問させていただきたいと思えます。

今回の御答弁の中で小樽市看護職員確保対策協議会というものが立ち上がった。そして、1回協議を行ったということですが、まず、対策協議会の構成メンバーについてお示しください。

○(保健所) 渡邊主幹

ただいま委員の質問にありました構成メンバーについて御説明させていただきます。小樽市看護職員確保対策協議会のメンバーにつきましては、市のほか、小樽市医師会、北海道看護協会小樽支部、小樽公共職業安定所、小樽市立高等看護学院を構成員として設置しております。

○中村(吉宏) 委員

構成メンバーですけれども、誰がどういう経緯で決めたのかというのが疑問なのですが、これについてお答えいただけますか。

○(保健所) 渡邊主幹

構成メンバーの決定でございますが、保健所を中心として、市で構成を検討いたしました。市内の看護職に関係する団体に声がけし、設置に至っております。

○中村(吉宏) 委員

今御答弁をいただきました。そういった形で選ばれたということですが、小樽市医師会からはどういうメンバーが選ばれているのかということが一つ。

そして、小樽市医師会を構成されているメンバーというのはどういう方たちなのかというものをお示しいただけますか。

○(保健所) 渡邊主幹

今の2点についてお答えさせていただきます。

まず、メンバーとなっている小樽市医師会でございますけれども、鈴木医師会長と大本副会長が協議会のメンバーに入っております。

2点目でございます。小樽市医師会がどのようなメンバーで構成されているものかということにつきましては、市内の開業医が全員と、勤務医につきましては一部が入会しており、勤務していない医師も入会しているものと認識しております。

○中村(吉宏) 委員

勤務されていない医師というのはどういう方たちなのか、分かる範囲でお示しいただけますか。

○(保健所) 渡邊主幹

主に小樽市に在住している医師の方ということで認識しております。

○中村(吉宏) 委員

在住されている医師資格を持っている方ですね。

構成メンバーの五つの団体の方たちのお話ですけれども、実際に協議会の中で、いざ看護人材が不足したという状況を受けて困惑する団体というのは幾つぐらいあるのでしょうか。

○(保健所) 渡邊主幹

構成メンバーの中で看護師が不足して困る団体といいますと、小樽市医師会と北海道看護協会小樽支部ということで認識しております。

○中村(吉宏) 委員

そこで、構成メンバーをお決めになった経緯等も今、答弁がありましたけれども、実際に多くの看護人材を医療の現場で要する医療機関というのが小樽市でもたくさんあるわけです。大きいところを挙げていきますと、例えば、小樽市立病院、小樽協会病院、済生会小樽病院、小樽掖済会病院、2次救急、3次救急と対応していただくような病院は、やはり看護師がいないと困ると思うのです。

それぞれ今、挙げた病院では、小樽市、あるいは後志圏でそれぞれお願いしていることがあると思うのですが、この病院はこういう立場でというものをお示しいただければと思います。いかがですか。

○(保健所) 渡邊主幹

今の4病院について御質問ありましたが、まず小樽市立病院につきましては、主なものとなりますが、地域医療支援病院、災害拠点病院、がん診療連携拠点病院ということで認定を受けております。小樽協会病院につきましては、地域周産期母子医療センターと認定されております。また、4病院全てにつきましては、救急告示病院、2次救急病院として後志圏域におきまして役割を担っております。

○中村(吉宏) 委員

そういう重要な拠点となるべき病院たちがあるということなのですから、果たして、この協議会の中で、こういう医療機関の意見集約というのができていけるのかというところが少し疑問なのですが、その点についてはいかがですか。

○(保健所) 渡邊主幹

まず、本協議会につきましては、医師会から推薦された会長・副会長が入っておりますけれども、第1回の会議におきまして、今後、議論の展開によって、さらに関係する団体、委員が必要と判断した場合には、そこを増やしていくということについての合意は形成されておりますので、今後、議論の展開によっては、その部分についても諮っていきたくと考えております。

○中村(吉宏) 委員

今後の議論の展開によってということですが、お分かりになるかどうか分からないけれども、今後の議論の展開としてどういうことがあればと想定されるものがあれば、お示しいただけますか。

○(保健所) 渡邊主幹

想定される部分の全てをお示しすることは少し難しいのですが、例えば、先ほど挙げていただいた4病院は、急性期病院として重要な役割を担っておりますけれども、病院の実情ですとか、そこを把握する必要があるなどの意見が出たときには、その部分についても委員を増やす必要があるかどうか諮っていく必要があるのではないかと考えております。

○中村(吉宏) 委員

今こういった主要4病院の状況を把握する必要があるというお話がありましたけれども、把握だけではなくて、こういう重要な機関に、人材不足という問題が発生して対応しなければならないのだという場面は、いざそれが発生してから対応するとなっても多くの時間を要すると思うのです。早急に今の挙げた医療法人、あるいは小樽市立病院を含めて、小樽市看護職員確保対策協議会の中に入って行って、今後の対策について積極的な議論を一緒にやっていただくという考え方が私はふさわしいのかと思うのですけれども、これについてはどのようにお考えですか。

○(保健所) 渡邊主幹

ただいま委員の御意見がありましたとおり、いろいろな部分につきましては早急に意見を把握、または対策を協議する必要があると考えておりますので、この点についても協議していきたくと思っております。

○中村(吉宏) 委員

協議というか早急に進めていただきたいというのが願いです。

次に、看護師が不足している状況で看護学校の設立を新たに考えていただきたいということの中に、ここ数年、北海道内で新規の看護師希望者が減少している、半減したというようなお話がありました。この辺りのデータ的なものを探りたいのですが、小樽市内の看護学校について、定員割れ等があると思いますけれども、どのぐらいの減少率なのか、お示しいただけますか。

○(保健所) 渡邊主幹

大変申し訳ありませんが、定員割れの現状については把握できていない部分もあるのですが、少し古いデータに

なりますけれども、定員割れの小樽看護専門学校の過去のデータでいきますと、例えば令和2年で40名定員のところ卒業生38名、また、令和元年につきましては、定員40名に対して34名、年によってばらつきはありますけれども、こういった部分で定員を満たしていないという認識ではおります。

○中村(吉宏)委員

少なくとも半減ということは、小樽市内に北海道の状況を置き換えると、例えば30名定員のところが15名、40名定員のところが20名というのが、ここ四、五年で発生しているかどうかということだと思っております。こういった状況に至っているのかどうかということをざっくり、至っている、至っていないという形でお答えいただければと思います。いかがですか。

○(保健所)渡邊主幹

今の御質問に対しては、そこまでの半減に至っていないと認識しております。

○中村(吉宏)委員

ちなみにお伺いしたいのですが、そこまで至っていない、なので看護学校の設置云々、今後またいろいろと私も調査していきたいと思うのですが、小樽市立高等看護学院の卒業生の過去5年の就職先というものがどういうふうになっているのか、例えば市内・市外の区分けでもいいのですが、お示しいただきたいのと、かつ、過去5年の小樽市内の医療機関への定着率を示していただけませんか。

○(保健所)渡邊主幹

小樽市立高等看護学院の卒業生の過去5年間の小樽市内での就職状況ということでございますけれども、それぞれ年によってばらばらな部分もございますので5年間の合計で言わせていただきますと、まず、5年間市内への就職は101名となっております、市外への就職が32名となっております。その他、未就業、進学等によって就業していないという方も5名いらっしゃいますので、市内への就職率につきましては5年間で73.2%、市外への就職率については23.2%となっております。

また、定着率ということでございますけれども、何年後に小樽市でまだ就職しているかというような意味合いかと思うのですが、その調査自体しておりませんので、その点は把握できておりません。

○中村(吉宏)委員

念のため伺いますけれども、小樽市立高等看護学院卒業の方は、たしか小樽市内の医療機関に何年間従事してくださいというような制約といったものもあるかと思っておりますけれども、把握されていればお聞かせいただけますか。

○(保健所)渡邊主幹

小樽市立高等看護学院で奨学金に関してということで、3年間という年限があるということは聞いております。

○中村(吉宏)委員

奨学金を頂いた方は3年間は小樽市内の医療機関にいらっしゃる、その先、定着率の関係でいくと分からないということでありました。

もしデータをお持ちであれば、小樽看護専門学校、過去5年の小樽市内の就職の状況、あるいはもう一つ、市内の医療機関への定着率というところでデータがあればお示しいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(保健所)渡邊主幹

小樽看護専門学校の卒業に関する数字でございますけれども、直近のものというのが手元にはございまして、令和2年度、元年度、平成30年度ということになりますけれども、それぞれ小樽市内への就職者数が、市内割合としては59.1%、そして市外への就職ということにつきましては37.2%ということになってございます。

定着率につきましては調査しておりませんので、把握できておりません。

○中村(吉宏)委員

かつて小樽看護専門学校が閉校だというようなお話が上がってきた時期なのでございますけれども、小樽看護専門学校の

小樽市内の医療機関への定着率は70%近くというお話を私も伺ったことがあるのですが、随分乖離があると思って聞いていましたが、この情報というのは正確なのかと言ったらおかしいけれども、何か示したのものがあるのか、学校からの情報があるのか、お示してください。

○(保健所)次長

市内への就職率の七十数%という情報は、統計的に見ると令和2年度の市内の割合が76.3%、令和元年度が47.1%、平成30年度が54.1%ですので、平均すると59.1%ということになります。

○中村(吉宏)委員

念のため、もし分かればお聞かせいただきたいのですが、令和2年度がすごく高く、ほかの年度が低い状況、理由みたいなものを把握されていれば、お聞かせいただけますか。

○(保健所)次長

結論から申し上げますと、この数字の原因については把握はしておりません。

○中村(吉宏)委員

小樽看護専門学校、通常いろいろな状況があるので何が理由かというのは分かりませんが、7割以上かつてはきちんと市内に勤務されていたということでもあります。

こうした中で、やはり、市内の看護人材が安定的に一定数定着する、定年ですとか、いろいろな事情で退職される方なども加味しますと一定程度の安定的な看護人材が供給されていくということは、私は重要なことなのだろうと思っているわけなのです。

こういう不足が生じる前に対策をするという観点から、今、看護学校を新設しないという状況で、令和8年度以降を見ると、どのぐらいの看護人材が供給できるのか今の対策の流れでいくと分からないのだというお答えでありますけれども、ここは再度、先ほどお示したような医療機関や医療法人、もっと言うと市内にも多くの医療法人がいらっしゃる中で、こうした法人も議論の輪の中に入れていただきながら、新しい看護学校の設置の可能性も含めて、幅広くしっかりと、しかも急いで議論していく必要があると思うのですが、このような考え方についてももう一回、見解を示していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○(保健所)渡邊主幹

市内の医療機関の不足につきましては、調査は昨年1回しているのですが、市としては医療需要は急に減らないと考えており、おっしゃるとおり、この点について改めて考えていかなければならないものと考えております。

不足については、調査の中で把握していくということで考えておりますけれども、小樽市看護職員確保対策協議会の中で様々な課題が今もございます。また、委員とも協議して、いろいろな部分の方策については検討してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

新しい協議会ほどの頻度で開催していくのかということだけお伺いして終わりたいと思いますが、いかがですか。

○(保健所)渡邊主幹

この協議会につきましては、一応、今のところ年4回を予定しております。都度、課題を持ち寄って、具体的に実行できる施策について協議して、実行につなげていきたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○平戸委員

◎社会福祉事業資金基金について

私から、社会福祉事業資金基金について、まずお伺いしていきます。

昨年の令和5年第4回定例会において、本市の基金について、私からいろいろと質問しました。その中で、社会福祉事業に関連した個人の名前が冠された三つの基金について、それぞれ約数千万円単位の残高が長年使われずにいたという指摘をいたしました。これには寄附いただいた方の寄附時の御意向が反映され続けた結果、市としてはなかなか使いづらい基金となってしまっているような状況でした。

その三つの基金のうち、荒木社会福祉事業資金基金の使用方法について寄附者の御意向に変化が見られたと伺いました。その変化の内容と、令和5年度末での基金残高についてお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

荒木社会福祉事業資金基金に関しましては、基金から生じる利子を福祉事業に充てる、いわゆる、果実運用型の基金でありました。近年続く超低金利の影響によって有効な基金の活用が難しくなっているというような現状がございましたので、このため、本年3月、基金寄附者の意向を確認するため、近年の状況を説明した上で元金を取り崩し、小樽市の福祉事業に活用することに御理解を得たため、基金の運用方法を果実運用型から元本取崩し型に変更したものであります。

また、当該基金の令和5年度末残高は5,000万円となっております。

○平戸委員

つまり、5,000万円の使い道を今後、決めていく段階に進んだということだと思います。

基金の目的について、小樽市資金基金条例に定められておまして、社会福祉事業の運用資金とするためと定められています。運用資金とするためと条例に定まっていますが、今後、基金の利息分ではなく、残高自体を使っていく場合に条例にある目的の変更、つまり条例の改正が必要になってくるのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

元本取崩し型の変更にしたものではありませんが、すぐに全額を取り崩すというものではございません。このため運用益も生じますので、その運用益については財源として今後も活用していくということになります。このため、基金設置の目的には沿うものと考えており、条例改正の必要はないと考えております。

○平戸委員

条例改正の必要がないということで、スピード感に期待したいと思います。

そして、使い道について社会福祉事業に使うということになるとと思いますが、社会福祉というと少し漠然とし過ぎていように思いますので、実際にはどういった使い道になると考えられるのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

基金の使い道についてですが、社会福祉事業とは、一般的には社会的な弱者を支えるための事業と考えております。高齢者や子供、また障害を持つ方など、そういった方々を支援する事業に活用するものと考えております。

○平戸委員

今いろいろ言っていただきましたが、使える範囲は結構広いという認識を持ちました。

次に、使い道を決定するにはどんなプロセスを踏んでいくのかについてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

使い道を決定するプロセスにつきましては、基金所管課にて、その事業の財源として充てるのが基金の目的と

して沿うものか否か、また、充当する割合ですとか、事業実施の期間などを検討し、財政部局との協議を経た上で予算案として議会に提出するものという流れになります。

○平戸委員

次に、この基金の使い道に関して、小樽フォントというものを御存じでしょうか。まず、小樽フォントについて簡単に私から説明したいと思います。

日本中、世界中の障害のある方、デザイナー、障害者支援事業所によって、新しいフォントやアートワーク、アートワークというのは分かりやすく言うとパターン化された連続性のある柄のことをいいます。それを作ろうという全国的な御当地フォントという仕組みがありまして、このフォントやアートワークを企業等が利用する場合には使用料が発生して、その使用料が御当地フォントを作った事業所に還元されるという仕組みです。

その枠組みの中で、小樽市でも新しく御当地フォントを作ろうと、昨年、ウイングベイ小樽の中にある発達支援事業所きつずてらすにて、発達障害のある子供たちに文字や絵を描いてもらい、それらからデザイナーの協力の下でフォントアートワークを合計7種完成させたようです。ウイングベイ小樽の中には、実際にこのアートワークでラッピングされたシニアカーが展示されておりますので、もしかしたらこれまで御覧になった方がいるかもしれません。

さて、小樽フォントが作られた障害のある子供や療養の必要のある子供の通所サービスを行っている発達支援事業所きつずてらすは、本市と昨年、地域共生社会の実現に関する包括連携協定を結んだ北海道済生会が運営しているとのことです。

まず、包括連携協定について、昨年12月に提供しまして、有効期限が令和6年3月31日までとなっており、ただし、両者のいずれからも更新しない旨の意思表示がなければ1年ごとに自動更新とありますが、その協定は現在も有効であるのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

更新されておりました、現在も有効であります。

○平戸委員

有効であることが確認できた上で、協定の第2条協働事項には「市及び北海道済生会は、次の各号に掲げる事項について、相互に意見交換を行い、事業等の実施に際し、それぞれの役割分担の下、協働で取り組むこととする。」とあります。そのうち「(3) 子ども、障がい者(児)、高齢者等の居場所づくりに関する事項」についてという項目があります。きつずてらすは、発達障害のある子供たちの居場所と実際になっています。

小樽フォントプロジェクトが行われたのは2023年で、包括連携協定が結ばれる前からの事業であることから、プロジェクトに市として関わりがなかったのは仕方のないように思いますが、今後、小樽フォントを本市が積極的に使用して認知を高め、より多くの企業や団体に使用してもらうようにするのが連携協定の中の文言にある協働、共に働くという文字に当たると考えますが、今後の展望、関わり方をお示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

現時点で具体的な取組をお示しすることはできませんが、今後、済生会小樽病院との協議を進める中で、どのような取組ができるかなどについても意見を交換して、進めていきたいと考えております。

○平戸委員

ぜひ、積極的に使用の検討をしていただきたいと思います。

行政での活用例では、東京都渋谷区では、区役所の壁にアートワークを使用したり、職員の名刺のフォントとしても使用しているとのことです。行政が積極的に使っている効果かは定かではありませんが、様々な企業や団体が商品パッケージや看板等にフォントを使うことで障害者支援事業所に対して年間数百万円単位のお金を還元できているそうです。ほかにも活用例はいろいろとありますので、後ほど見ていただけたらと思います。

次に、私から、本市だったらここに使うといいのではないかと、効果的ではないかと思うところを何点か挙げさせていただきたいと思います。

まず、本市の記者会見をするときのバックパネルなのですが、現在のバックパネルは白と青の市松模様で、一部に運河の写真が入ったものですが、それらを小樽フォントのパターンに置き換えてはいかがでしょうか。記者会見で写真が撮られるたびに宣伝効果が見込めます。

2点目は、ウイングベイ小樽へ保健所などの行政機能が移りますが、その壁紙などの内装に小樽フォントのアートワークを使うことや案内板を小樽フォントで表示するのはいかがでしょうか。小樽市総合福祉センターもありますし、親子での利用をする部屋などもあるようですので、カラフルなパターンでラッピングするのに適した部屋が多いように思います。

私から2例ほど提案してみました。ほかにはどういった利用が考えられるのか、もし考えていけば、お答えできる範囲でお聞かせください。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

小樽フォントにつきましては、文字だけではなくパターン、テキスト等がありますので、例えばですが、本市の福祉関連の刊行物に一部使用することですか、職員の名札、また、市から発送する封筒にデザインを取り入れるなどの取組はできるのではないかと考えております。

○平戸委員

発達障害のある方々を支援する仕組みとして、先ほど質問した荒木社会福祉事業資金基金の残高を小樽フォントに使っていくことに関しての見解を伺いたしたいと思います。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

社会福祉事業所として活用するといった目的には、沿うものと考えております。

○平戸委員

この基金について寄附者の御意向を再確認できたことで、この基金の残高5,000万円をどう使っていくのかという段階に進むことができました。今後の基金残高の有効活用に期待しています。

寄附として大金を託していただいたのですから、こういったことに使いましたと寄附者にしっかりと報告ができるような使い道になることが望ましいです。残り二つの基金についても、寄附者もしくはその御遺族への御意向の再確認に向けて、引き続き御尽力いただきたいと思います。

◎ラーケーションについて

続いて、ラーケーションについて質問をしていきます。

ラーケーションとは、学ぶ、ラーンと、休暇、バケーションという言葉を合わせた造語です。ラーケーションとは公立小・中高校において、平日に学校ではなく家族と共に校外学習などをした場合、年に数日であれば、学校としては登校しなくても欠席にはならない制度のことで、昨年9月から愛知県や大分県別府市、今年度に入ってから茨城県なども導入しており、全国的に導入の検討がされ始めているものと思います。

そこでまず、小樽市でのラーケーションについて検討状況をお示してください。

○(教育) 学校教育支援室青柳主幹

ラーケーションにつきましては、本市において、これまでに検討はいたしてございません。

○平戸委員

これまで検討されてこなかったということですが、全国的にも新しい制度であるので、ある種、仕方がないと言える状況かと思います。

また、北海道議会において、ラーケーションに関する質問がされているようですが、北海道教育委員会がラーケーション制度を導入した場合には、本市もラーケーション制度を始めることになるという理解でよろしいのでしょ

うか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

北海道は道立学校を、小樽市は小樽市立学校をそれぞれ設置し管理しておりますので、北海道がラーケーションを導入した場合に、必ず本市がラーケーションを導入することとはなりません。

導入につきましては、本制度の目的や内容が、本市の実態に合っているのかを検証していく必要があるものと考えてございます。

○平戸委員

市教委として判断していくということです。

次に、小樽市が目指す教育の基本理念「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」、そして、基本理念を実現するための八つの目標が定められています。急激な社会変化の中、20年後、30年後の未来は全く予想ができず、未来をつくっていく子供たちに求められるのは、そういった時代を生き抜くため、主体的に学び、考え、行動していく力です。もちろん、学校教育を通じて学ぶことが基本となりますが、学校教育だけでは学べないことも多くあり、実際に体験するといった学校教育以外の場で学んだことが個性や能力を伸ばすこと、広い視野を持つことにつながっていくことも多いものだと思います。

本市でラーケーション制度を導入した場合には、教育の基本理念や目標の達成に対して、どういった影響を与えるのか、見解を伺います。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

ラーケーション制度を導入した場合の本市教育の基本理念や目標の達成への影響につきましては、本市の教育推進計画にも体験活動の推進を位置づけておりますが、現時点では本制度について検討しておりませんので、教育の基本理念や目標の達成について詳しくお示しすることは難しいものと考えてございます。

○平戸委員

今のところは検討されていないということで、今後、検討していただきたいと思います。

次に、市町村で独自にラーケーション制度を導入した大分県別府市、栃木県日光市、沖縄県座間味村に共通するのは、観光が基幹産業であるという点です。観光産業に従事していれば土日が休みではなく、なかなか子供との時間が取りづらいため、仕事が休みの平日に子供は学校を休み、親子で体験学習をしたり、旅行に行って視野を広げたりすることのできるラーケーション制度が導入されたものと考えます。

昨年度の観光入込客数が760万人を超えた本市でも、760万人を受け入れる観光従事者、そして、その観光従事者の家族に対する積極的な取組が必要と考えます。また、郷土への誇りと愛着を育むことも教育の基本理念となっておりますが、小樽市で生まれ育っても小樽市のことをあまり知らない、知る機会がないまま小樽市を離れてしまう方が多いことも問題です。このラーケーション制度を通じて、比較的空いている平日に小樽市民に小樽市を観光してもらい、小樽市の歴史・文化を学び、郷土に対する愛着を育むことにもつながるかもしれません。

また、政府の推進している働き方改革、そして休み方改革の中では、年次有給休暇取得率の向上が求められています。子供の教育面に加えて、労働者、特に土日が週休日の方々の有給休暇取得率向上に向けた取組としても有効と考えますが、本市の見解を伺います。

○(産業港湾)商業労政課長

ラーケーションの導入が有給休暇取得率向上にも有効ではないかということでございますけれども、労働者の有給休暇取得率の向上には、仕事量やスケジュールの過密化の解消ですとか、業務の属人化の解消など職場環境の改善が課題であると考えております。

一方で、現在、幾つかの先行自治体で導入が進められているラーケーションにつきましては、土日や祝日に仕事をする親の平日の休日に合わせて家族と一緒に休日を過ごせるように、子供が学校を休めるようにする仕組みです

ので、労働者の有給休暇取得率の向上に直接結びつくものではないと考えております。

○平戸委員

今、産業港湾部から御答弁がありました。ラーケーションについては教育関連だけではなくて、働き方といった多方面に関連することであるので、部は異なりますが連携して検討を進めていただきたいと思います。

次に、導入には課題があることも確かです。取得できる児童・生徒とできない児童・生徒が出てきたときに生じる不平等感、欠席した授業をどのように補うのか、そして、教員のさらなる業務量の増加といった点が挙げられています。

実際に都道府県単位でラーケーション制度を導入した愛知県ですが、その中の名古屋市については、取得できる児童・生徒とできない児童・生徒が混在してしまうなどの理由から、導入を見送っております。

産業構造や学校ごとの児童・生徒の数の違いなど、各市町村によってラーケーション制度導入の向き・不向きがあると考えますが、本市での制度導入に当たっての課題をお示しできればお願いします。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

ラーケーション制度導入に当たっての課題につきましては、まずは、本制度の目的や内容が本市の実態に合っているのかを考えていく必要がありますが、ラーケーションを取れる子供と取れない子供が出てくること、休んだことで受けられなかった学習保障をする必要があることなどが考えられます。

○平戸委員

そのような課題を昨年からは始めているところもありますので、先行自治体の事例をよく見ていただいて、判断していただけたらと思います。

最後に、本市も観光が基幹産業の一つでありまして、児童・生徒に学校以外での体験による学びの機会を与え、家族で過ごす時間が増え、もしかしたら休み方改革にもつながる可能性のあるラーケーション制度の検討を進めていただきたいと思います。私の質問を終わります。

○小池委員

◎公園について

私からは公園について質問いたします。

銭函中央公園グラウンドの中の木の倒木についてお聞きいたします。

まず、数年前にこのグラウンドで木の倒木がありました。詳細についてお示してください。

○(建設)公園緑地課長

令和3年9月13日に強風が原因でグラウンドバックネット付近の樹木がグラウンド側に倒木したものであり、職員で市内一円を強風パトロールに行った際に発見したものであります。なお、負傷者はありませんでした。

○小池委員

グラウンド側に倒れたのですけれども、中に人がいなかったの、けが人がいなかったということですが、先月、長野県中野市の公園でポプラの木が倒れ、女子児童がけがを負う事故がありました。その後、市から委託された樹木医が点検したところ、残りの9本のポプラの木のうち周りの4本の木も根元が腐っているのが確認され、伐採されました。

このようなことがあり、私も倒木があったことを思い出して今回質問させていただきましたが、この公園も同様に、周りには何本も木があるのですが、倒木があった後、そのほかの木の点検はされたのでしょうか、お答えください。

○(建設)公園緑地課長

倒木後に、パトロールにより公園全体の木の状態を目視で確認しております。

○小池委員

長野県は樹木医が点検されたということですが、本市は職員の方の目視の点検だったということでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

今、委員がおっしゃったとおり職員が確認しております。

○小池委員

では、職員の方が安全かどうかを確認することはできるということなのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

木の根元が腐っているとか枯れ込んでいるかなどを目視点検しているのですけれども、そのような内容であれば、市の職員であっても点検は可能だと考えております。

○小池委員

長野県中野市は、樹木医がきちんとやってくれているということなので、私は少し心配だと思っています。

この公園に限らずグラウンドのある公園は同様に幾つか木がたくさんありますが、どのような管理をされているのか、お示してください。

○(建設)公園緑地課長

公園内のほかの樹木と同様に、通常の公園のパトロールの中で、目視により木の状態を確認しております。

○小池委員

では、銭函中央公園のグラウンドの木が倒木して、今後どのように維持管理されるのかというので、今の御答弁だったと思うのですけれども、そういった倒木があった場合でも、周りの木に関しては樹木医に診てもらおうということはないということでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

職員の目視のパトロール中で、先ほど申し上げたような腐っていると、葉のつきが悪くなって枝が枯れているなどにつきましては、職員の目視である程度は分かると思いますので、ほかに何か異常があって、点検とかが必要な場合には、樹木医などの専門の方に相談して対応していくことも考えられます。

○小池委員

事故があってからでは取り返しのつかないこともありますし、実際にそのグラウンドは少年野球や高齢者も利用しておりますので、市民の方が安心・安全に利用できるように維持管理をよろしく願いいたします。

次に、先日ある小学校でまちの探検をする活動があり、近隣の街区公園に行ったそうなのですが、雑草が生い茂っていて遊べなかったと子供たちから聞きました。実際にその公園を見に行くと、聞いていたとおり、とても遊べる状況ではないと思いました。

この公園は、以前、公園愛護会が管理してくださっているときは、入り口の花壇整備までしていただいて、とてもきれいな公園でしたが、残念ながら公園愛護会が抜けて市の直営になった公園で、近年、公園愛護会の減少により市が管理しなければいけない公園が増えていく中で、管理できているとは思えない公園も多く見受けられます。

まず、都市公園の全体数と、そのうち近隣公園、街区公園の数の総数、そのうち公園愛護会が管理していない公園の数をお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

まず、市内にある都市公園数は93公園あります。93公園のうち、近隣公園は11公園、街区公園は71公園であります。

公園愛護会が管理していない公園数については、街区公園が24公園、近隣公園は11公園となっております。

○小池委員

では、ここ数年で公園愛護会がなくなり、市が直営で管理するようになった公園はどのくらいあるのか、過去5

年間の件数と、なぜ公園愛護会が続けられなくなったのか、理由をお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

まず、令和元年度が2件、令和2年度が1件、令和3年度が1件、令和4年度が1件、令和5年度が3件、合計8件で、全て市が管理しております。

公園愛護会が存続できなかった理由ですけれども、聞いている範囲では、公園愛護会員の高齢化が進み活動を行うことが困難になったとお伺いしております。

○小池委員

では、市が直営で行っている公園愛護会が属さない近隣公園、街区公園の草刈りは、どのような計画で実施されているのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

草刈りを年一、二回程度実施しておりまして、市民からの要望やパトロールの際に草の伸び具合を確認し、判断しているということでございます。

○小池委員

年一、二回ということは、公園によっては1回のところもあれば2回のところもある。そのタイミングというのは、その公園によって変わるということで、計画的にはされていないということでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

今、委員がおっしゃったとおりです。

○小池委員

だからこそ、冒頭に言った子供が遊びに行ったら、雑草が生えていたということだと思います。

では、公園愛護会の方々はどのような活動をされているのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会の活動は、公園内の清掃、除草、施設破損時の連絡等の活動になります。

○小池委員

先日、公園愛護会連絡会議がありまして少し拝見させていただきましたが、質疑応答でどのような御意見が公園愛護会からあったのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

主に要望ということでお聞きしておりまして、報奨金の金額を上げてほしい、報奨金の支給を活動を終える11月頃ではなく年度当初にしてほしい、草刈り機燃料、ごみ袋以外の公園愛護会活動で使用するほうきやレーキなど公園愛護会活動に必要な道具を支給してほしいというような意見がございました。

○小池委員

私も少し聞いておりまして、公園愛護会の高齢化による存続が難しくなっていて、いつまで維持管理ができるか不安。この後、子供たちがかわいそうという声もお聞きました。

公園維持のために、かなりの貢献をされている公園愛護会ですが、その存続・公園維持のために何か行政が対策をされているのであれば、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会活動にさらなるモチベーションを上げてもらうために表彰制度について検討して行っているほか、今後、公園愛護会に対して、存続していくためにどのようなことが望まれているかなどについて意見を伺ってきたいと考えてございます。

○小池委員

公園愛護会連絡会議で配られた小樽市公園愛護会活動要領を拝見させていただきました。その中で、「より多く

の方に公園愛護会に参加いただくため、令和4年7月公園愛護会設立要綱を一部改正し、市民団体や企業など多様な市民も参加する公園管理体制の構築を目指してまいりたいと考えております。」と記載がありました。

まず、この一部改正により、新たな公園愛護会が設立されたのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会の数につきましては、増えてございません。

○小池委員

先ほど公園愛護会がなくなった数を聞きましたけれども、公園愛護会が新しくできた数というのは押さえていますか。

○(建設)公園緑地課長

過去5年間ですと、令和3年に1件増えております。

○小池委員

この第3条の改正内容で、改正前と改正後についてお示しください。

○(建設)公園緑地課長

これまでは「愛護会は公園の地域住民をもって構成する」としていましたが、より多様な市民の方に参加いただけるように改正しております。

内容としましては、改正前が「愛護会は公園の地域住民をもって構成するものとし、一公園につき一愛護会とする。」となっていたものを、改正後はその文の後に「なお、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人も構成することができる。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関連する団体は、公園愛護会を構成することができない。」ということで追記してございます。

○小池委員

その中の学校、福祉団体、市民団体、その他の法人も構成することができるということですが、それぞれの団体に周知はどのようにされているのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

既存の公園愛護会への周知とホームページにおいて周知しております。今後、各団体などに対しても周知を図っていきたくて考えております。ですので、団体に対してはホームページのみということです。

○小池委員

ホームページだけで、まだ周知されていないということであれば、増えることもなかなか難しいかと思うのです。ちなみに、小樽市社会福祉協議会に派遣している市職員には周知されているのでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

小樽市社会福祉協議会の方には周知しておりませんでしたので、今後、周知していきたくて考えてございます。

○小池委員

資料の中に、「愛護会活動を持続させるために」という項目がありましたので、恐縮ですが、その文をお示しください。

○(建設)公園緑地課長

「愛護会活動を持続させるために (1) 広報活動「この公園は公園愛護会で管理しています。ご興味がある方は一緒にどうぞ」と書いた紙を貼るなど、活動予定についても広報を行いましょう。地域の人たちが公園の手入れをしていることがわかると、公園内のいたずらが減るという効果も期待できます。活動中の広報も重要です。公園愛護会を知らない方は、公園は市が管理しているという意識があり、せっかくの活動の成果が地域に十分伝わらないことがあります。誰が行っているのかをのぼり旗を使って広報をしまししょう。また、活動期間後に活動実績をまとめて、回覧板などで紹介しまししょう。広報によって公園愛護会活動に興味を持ち参加者が増えることや、通り

がかりの人からありがとうございますと声をかけてくれるようになったり、活動に参加する人が増えるという効果も期待できます。市では、公園愛護会の活動を知らせるための「公園愛護会活動中」ののぼり旗3本を用意しています。随時公園緑地課で貸与いたしますので、是非ご活用ください。」

○小池委員

まず、全体的なこの文の印象は、私が公園愛護会の方だったら、あまりよい印象は持ちませんでした。少し掘り下げますが、「(1) 広報活動「この公園は公園愛護会で管理しています。ご興味がある方はご一緒にどうぞ」と書いた紙を貼るなど、活動予定についても広報を行いましょう」。

ここまででまず、その紙を公園愛護会の方が用意して貼るということなのか、誰が用意して、どこに貼るのか。また、用意するのは公園愛護会で、公園愛護会の方たちは町内会の方の場合だと少し理解できますけれども、公園愛護会はそうではない。どこで活動予定について広報するのか、実際にその紙を貼っている公園はあるのか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会で、紙を用意して貼っているケースもありますけれども、市で、公園愛護会ボランティア活動中、活動メンバー募集中と書かれた旗とのぼりを貸出ししております。場所については、指定していませんけれども、除草や清掃等、公園愛護会活動の際、公園内に設置してもらうことを想定しておりますが、こののぼりについては今まで貸出ししている実績はございません。

それと実際に、今、公園愛護会で紙を貼り出しして活動しているのは、把握している中では、こおろぎ公園、すずむし公園、てんとうむし公園、みつばち公園、きりぎりす公園などがございます。

○小池委員

そこは望洋台町会の方たちが一生懸命やっているといると思うのです。

その後の「地域の人たちが公園の手入れをしていることがわかると、公園内のいたずらが減るという効果も期待できます。」とありますけれども、条例改正で、まず、この地域というのは限らないと思いますし、この文が正しいのであれば、公園愛護会の方々が手入れしてくれていることを公園愛護会が広報するというのもよいのですが、逆に、それは行政側がすべきことではないでしょうか。

○(建設)公園緑地課長

公園愛護会の方も広報活動をしていただいているのですけれども、行政でも広報活動については検討していきたいと思っております。

○小池委員

では、もし今ある公園愛護会が全てなくなるとしたら、公園はどうなり、行政側の負担はどうか、お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

直営で対応、もしくは業者に依頼することになると思いますけれども、直営も業者も人員確保が困難になっている状況ですので、どのように維持管理していくかというのが課題になってくるものと考えてございます。

○小池委員

ということで、公園愛護会の方たちが本当に公園のために、小樽市のために一生懸命に頑張っていただいている、さらに、迫市長は、今回、小樽公園の再整備もやっていただいて、せっかく公園がよくなるというイメージの中で、ふだん遊ぶ街区公園、近隣公園が、先ほど言ったように雑草が生えて遊べなくなってしまったら、結局、公園に対するイメージが悪くなってしまいます。

公園愛護会自体の存続というのは、半分くらいは町内会でやっているのも町内会の問題でもあるのかもしれないのですけれども、いろいろな方々が参加できるようにということもそうですし、様々な団体と一緒にコラボしてや

ということも重要だと思うのです。

公園の掃除ではないのですけれども、私はこの間、桂岡でゴミ拾い活動をしたのですけれども、そこでは、ゴミを拾うことをゴミ拾い合戦にして、大人も含めて子供たちが拾ったゴミを集めて多いほうが勝ちとか、ゴミを見つけたら、おもりになりますよとか、何かいろいろな形でゴミ拾い活動ができたのです。

ですから、草刈りの清掃活動とかも、やはり、いろいろなところとコラボしてやったりするとか、新しい公園愛護会の形を考えていかなければ、なかなか公園の維持管理というのは難しくなるのではないかと考えています。

子育て世代にとって、本当に公園というのは物すごく重要で、今から小樽公園にも期待いたしますけれども、街区公園は子供たちがもっと頻繁に行く公園ですので、しっかりやっていただきたい。

また、公園愛護会は昔からある官民連携の事業だと思いますので、官民連携においては、互いにウィン・ウィンになる形がベストですが、先日の公園愛護会連絡会議の様子や要綱を見る限り、行政と公園愛護会の関係性を見れば、行政側の体制にとってもなく違和感を感じます。

現状、公園愛護会が維持管理してくださっている公園と市が直営で管理している公園では、かなりの差があると感じますし、公園愛護会のおかげで多くの公園がきれいに保たれていることをいま一度理解していただき、公園愛護会の方々の御意見をもっと大事にしていきたいと思います。そして、今後、公園愛護会の存続にも全力で協力し、よりよい官民連携を行っていただきたいと思いますが、最後にそれをお答えください。

○市長

今、公園の関係でいろいろ御意見をいただきましたけれども、公園整備というのは、ある意味、子育て支援策の一環だという思いで取り組んでいきたいと思っておりますし、公園愛護会そのものが、町内会の皆さん方が中心になって構成されてきていますけれども、どこの町内会も、町内会の議論のときに役員の成り手がいないだとか、加入率が低いという課題を抱えている中で、公園愛護会そのものをこれから維持していくということも大変難しい問題だと思っております。

先ほどの公園愛護会連絡会議のことは聞いておりませんが、多様な市民の参加を求めていくということは、まさに今、小池委員がおっしゃるように、官民連携の一つだとは思っておりますけれども、私もいろいろな会議にこれから出ていきますので、やはりその地域の方だけではなくて、地域にある企業だとか団体といった方々にも機会を見つけて、参加の協力を求めていながら、先ほど来言っておりますけれども、子育て支援策の大事な柱の一つが公園整備であるということと、公園の維持管理にとって官民の連携が必要だということを私なりに周知していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎議案第2号公共施設等再編関連予算について

議案第2号公共施設等再編関連予算について質疑します。

初めに、昨日、私の一般質問で小樽市総合福祉センターの移転について、利用者への十分な説明があってから進めるべきであったのではないかという質問をさせていただいた際に、市長から、御指摘のとおりそれができなかったということについては申し訳なく思っているというふうに御答弁いただきましたことには、敬意を表します。た

だ、私たちは十分に時間をかけて、市民的規模で議論すべきというふうに考えていますので、賛成することはできません。

最初に伺いたいのは、保健所についてです。

いつ、どんなふうに移転が決まったのかですけれども、小樽市保健所運営協議会の次回の開催予定はいつでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

保健所運営協議会の次回の予定でございますけれども、本年は8月中の開催を予定しております。

○松井委員

8月中ということで、その前にはいつ行われていますでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

直近の開催は、令和5年8月9日に開催しております。

○松井委員

その保健所運営協議会では、どんなことが協議されているのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

保健所運営協議会は、地域保健法の規定によりまして、保健所所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するとされております。審議する具体的な内容についてなのですが、保健所内各課各担当主幹における前年度の事業報告、また当該年度の事業計画の説明を行いまして、委員からの質疑応答を行っているということでございます。

○松井委員

その保健所運営協議会で移転についての協議はされていないのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

直近に開催しました保健所運営協議会は、昨年8月9日でございますので、当時、保健所移転についての具体的な見通しというのはございませんでしたので、特に移転に関する事項のお話は行っておりません。

○松井委員

移転に関する事というものは、最も運営に関わる事なのではないかと思うのですが、臨時的にも招集して話し合うということは考えなかったのでしょうか。

○(保健所)保健総務課長

今年度の保健所運営協議会が8月中と予定しておりますので、その中で今回の保健所移転のスケジュールを委員の皆様にお示しすると考えていたところであります。

○松井委員

事前には協議はしないという考えだったのですね。報告ということだったのですね。

○(保健所)保健総務課長

保健所運営協議会の会議する事項といたしましては、地域保健及び保健所の運営に関する事項ということになっておりますが、特に保健所の移転に関する協議というのは、決定事項とは考えていないと思っております。後ほど、保健所運営協議会の中で報告して、御意見を伺いながらお示しして、お話しするということになるかと思っております。

○松井委員

保健所運営協議会ではお話はされていないということが分かりました。

それで、その保健所についてなのですが、2020年に策定しています小樽市公共施設再編計画では、どのように位置づけられていますでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

令和2年5月に策定しました小樽市公共施設再編計画におきまして、保健所庁舎は、行政の効率化と市民サービスの向上を図るため、現本庁舎敷地に新市庁舎を建て替えて統合するものとしております。

○松井委員

それでは、2021年の小樽市公共施設長寿命化計画ではどのようなになっていますか。

○(財政) 藤本主幹

小樽市公共施設長寿命化計画におきましても、保健所庁舎は本庁舎別館の建て替えの際に移転し、新市庁舎に統合するものとしておりましたが、具体的な時期については別に策定する本庁舎別館の計画の中で示すものとしておりました。

その後、令和4年2月に小樽市本庁舎長寿命化計画を策定いたしましたし、別館のみを建て替えるという方針としましたことから、保健所庁舎につきましては、整備方針、整備時期、今後の在り方について改めて検討するものということになってございます。

○松井委員

小樽市公共施設長寿命化計画では統合化ということになってはいたけれども、その後、令和4年に小樽市本庁舎長寿命化計画で改めて見直すということになってということなのですから、見直すとした小樽市公共施設長寿命化計画はまだ示されていません。ウイングベイ小樽に移転すると決めたのは、いつ、どこで決まったのでしょうか。

○副市長

保健所の移転の時期について、私から説明させていただきます。

保健所の移転につきましては、昨年ウイングベイ小樽に看護学校の開設という形で議論を進めている中で、保健所から、庁舎がやはりもう古いということや、一番街の4階のスペースが一部空いているということもございましたので、移転ができないかという要望がありました。

実際に看護学校の開設に当たっての面積が固まらないこともございましたので、具体的な詳細の打合せ等は進んでいなかったということもございました。それで、第4回定例会で自民党の中村吉宏議員から御質問がありまして、その中で一応検討はしているという答弁をさせていただいているところでございます。

具体的な話を庁内で進めたのが、10月下旬からでございます。その中で、最終的に行く施設が大体固まったのが1月でございますので、1月で決定したという形になっているところでございます。

○松井委員

1月に決定ということですか。議会には、どのような形で正式に報告されていますでしょうか。

○副市長

議会への報告におきましては、令和6年度の当初予算におきまして、予算計上しているところもございましたので、その前に、私が直接各会派を回りまして説明したところでございます。

○松井委員

各会派を回ってということですが、委員会などで正式に報告という形ではなかったのですか。

○副市長

今、申し上げたとおり、当初予算で予算計上したこともございましたので、その中では直接は御報告をしていないと思いますけれども、予算を計上する前に各会派に説明を伺ったというところでございます。

○松井委員

各会派には説明し、予算で出てきたということなのですから、やはり正式な報告が議会にないまま進めるのはおかしいのではないかと私は思います。ところで、小樽市自治基本条例第5条と第25条には何と書いているか、お示してください。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

小樽市自治基本条例第5条でございますけれども、情報の提供としておりまして、内容は「市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するように努めます。」とあります。

一方で、第25条でございますが説明責任でございます。この第1項を読み上げさせていただきますが、「市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。」とございます。

○松井委員

今、読んでいただいた情報の提供と説明責任に対して、この進め方はどうなのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○市長

ただいま、小樽市自治基本条例の条文について説明をさせていただきましたけれども、その趣旨から言いますと、市民への情報提供についての在り方というのは、タイミング的にも在り方にしても、決して十分ではなかったというような思いをしているところでございます。

○松井委員

市長から情報提供については十分ではなかったという御答弁もありました。

次に、小樽市総合福祉センターについてお聞きします。

小樽市公共施設再編計画では、小樽市総合福祉センターについてどのように示されているのでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

小樽市公共施設再編計画におきまして、小樽市総合福祉センターにつきましては、老朽化が進んでおり、現施設から移転や建て替え等の必要がありますが、利用者が高齢者や身体障害者のため、利便性のよい市中心部が望ましいものの、適地がないことから、利用可能な民間施設等が生じるまで現施設を当面維持するものとしております。

○松井委員

では、小樽市公共施設長寿命化計画ではどうなっていますでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

小樽市公共施設長寿命化計画におきましても、小樽市総合福祉センターは利便性のよい市中心部での整備が望まれているものの、現時点では適地がないことから、利用可能な民間施設が生じるまで現施設を維持するものとしております。

○松井委員

では、小樽市身体障害者福祉センターについてはどうでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

小樽市公共施設再編計画におきまして、小樽市身体障害者福祉センターは、老朽化が進んでおり、現施設から移転や建て替え等の必要がありますが、利用者が高齢者や身体障害者のため、利便性のよい市中心部が望ましいものの、適地がないことから利用可能な民間施設が生じるまで現施設を当面維持するものとしております。

小樽市公共施設長寿命化計画につきましても同様に、利便性のよい市中心部での整備が望まれておりますけれども、現時点で適地がないことから、利用可能な民間施設等が生じるまで現施設を維持するものとしております。

○松井委員

どちらも高齢者の利用者が多いことから、利便性のよい市中心部が望ましいけれども、適地が見つかるまでは現施設を維持となっています。

今回、小樽市総合福祉センターは移転して、小樽市身体障害者福祉センターは移転しないとした理由は何でしょうか。

○市長

小樽市身体障害者福祉センターについては、私が実際、対応させていただいたのですけれども、一般社団法人小樽身体障害者福祉協会の理事長が私のところにお見えになりました。行政で小樽市総合福祉センターの機能、あるいは福祉施設をウイングベイ小樽の中に集約をさせていただきたいというお話に対して、多分、福祉協会の中でお話されたと思っております。

障害を持った皆さん方から、我々としては、この今のセンターの中で、これまでどおり活動していきたいという要望が多いということもあまして、理事長から私に申入れがありまして、現地でこれまでどおり活動させていただきたい、つまり、ウイングベイ小樽の中には移転できないというお申出がありましたので、それを尊重させていただいた形になっているところでございます。

○松井委員

小樽市身体障害者福祉センターについては、理事長とお話をされたのと、そして残るといふ決断をされたとお聞きしました。

それでは、小樽市総合福祉センターは移転を合意したということなののでしょうか。

○（福祉保険）次長

小樽市総合福祉センターが合意したというよりも、小樽市総合福祉センターを利用されている方は団体の方もいらっしゃるし、個人で利用されている方もいらっしゃるし、この話が出た段階で、なかなか具体的な話まではできなかったのですけれども、我々としては先に団体に少しずつ話を始めて、先日の答弁でもありましたけれども、今、その他の個人だとか、残っている団体に話をしている段階なので、合意されたのかと言われても、話をしたところは大体は了承していただきました。

○松井委員

昨日の御答弁でも、現在、説明を行っているところだとはお聞きしました。

どんな団体に聞かれたのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

センターを利用しております小樽市老壮大学の講師の方や学生、小樽市老人クラブ連合会の事務局の役員の方、また、民生児童委員協議会の会長会で説明を行っているところでもあります。

○松井委員

今、説明を行っているところだということなのでも、意見は聞いていますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

説明した際に、その場で意見等についてお聞きしているところでもあります。

○松井委員

どのような意見が寄せられていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

その際に出た意見としましては、移転先での駐車場は利用できるのかですとか、開館時間につきまして、また、遠くなって通いづらくなるなどの意見も出ておりました。

○松井委員

次に、浴室についてお聞きします。

ほかに道内で総合福祉センターに浴室を設けている主な市を把握していれば、お示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

道内の主要の都市の中では、札幌市、函館市の2市に設置されていると認識しております。

○松井委員

函館市、札幌市ですね。旭川市にもあるかと思います。

その浴室サービスについてです。例えば、札幌市では200円で月曜日から金曜日までを浴室利用日として利用できましたが、令和3年1月付で、老人福祉センター利用者各位とする老人福祉センターにおける浴室利用日数の見直しについてというお知らせを出しています。こう書いています。「令和元年11月に市内の全老人福祉センターにおいて利用者アンケートを実施して具体策を検討した結果、利用される方のご負担が過大となることのないよう使用料を上げずに、浴室の利用日数を減らして経費を削減することとしましたので、ご理解のほどよろしく願いいたします。」として、「令和3年7月1日(木)より、月、水、金曜日の週3日を浴室利用日とします。」、「2月22日(月)11時30分より多目的室にて、上記見直しに関する利用者説明会を開催いたします。出席をご希望の方は、2月19日(金)までに、センターの事務室までお申込みください。」というものです。

見直しの6か月前に利用者に文書でお知らせを出して、そして説明会も開催しています。小樽市の場合はどうでしょうか。場所が全く違うところに移転する、しかもお風呂がなくなるという状況になるのに利用者への説明はない、これはどうお考えになりますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

入浴施設を利用されている方への説明につきましては、これから実施していくというところであります。方法につきましては、ポスターの掲示、チラシの配布ですとか、できるだけ具体的に説明させていただきたいと思っております。

○松井委員

これからということなので、もう決まってからということですね。

この進め方がやはり非常に雑だなと率直に言って感じます。市長も昨日の御答弁で、憩い、くつろぎの場になっているとおっしゃっていましたが、今までありがたいと思って利用されていた高齢者の憩いの場を突然奪うというのは、市としては冷たい話ではないかなと感じます。

市民の方から、人口の4割が高齢者なのに、小樽市は高齢者に冷たいという言葉をお聞きすることもあるのです。せっかく、福祉事業を行っても、このような乱暴な進め方をすることによって、高齢者を大事にしていけないというメッセージになるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(福祉保険)次長

現在の小樽市総合福祉センターなのですけれども、様々な御意見を寄せられております。天井からの雨漏り、窓が開かない、夏は暑い、照明が暗い、トイレが臭う、高架水槽の不都合でトイレの水が流れない、駐車場がない、主にこういうのは老朽化に対する御意見だと思います。それと、耐震化されていないという点で、これらを総合的に考えて、場所もなかなか厳しい、限られる中で、できるだけ早急な移転が必要と判断したものです。

○市長

昨日も答弁させていただきましたけれども、決まってからお知らせするというやり方については昨日、おわびをさせていただいたとおりでございまして、今朝のうちに担当者には指示しております。利用者というのはいろいろな捉え方あると思うのですけれども、担当から聞きますと、例えば浴室の利用者ですとか、マージャン、囲碁、将棋、こういったものを楽しまれている方々に対しての周知といいますか、お知らせというのは十分ではないと聞いておりますので、まずは、この方々を中心に私から移転せざるを得ない事情についてはまず説明させていただきたいと思っておりますし、移転した先でもしっかりと利便性は確保していく、そのために様々な御意見をいただきたいということで、そういった機会は設けていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○松井委員

老朽化ということで急ぐのは理解できます。

小樽市勤労女性センターではアンケートを取られています。アンケートを取られなかったのかというのは昨日もお聞きしたのですけれども、小樽市勤労女性センターのアンケート内容についてお聞かせいただければと思います。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センターでは、昨年、利用団体に対して移転に関する意向調査のアンケートを行いました。利用団体52団体に調査票を送付し、調査項目につきましては、移転に賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対の4項目から選んで回答をしていただき、その理由と移転に関する意見や要望について調査を行いました。

調査結果につきましては、全ての52団体から回答があり、賛成が17件で全体の32.7%、どちらかといえば賛成が16件で30.8%、どちらかといえば反対が9件で17.3%、反対が9件で17.3%、その他が1件で1.9%となりました。全体の割合としましては、賛成、どちらかといえば賛成が63.5%、どちらかといえば反対、反対を合わせた意見が34.6%、その他が1.9%となっております。

○松井委員

小樽市勤労女性センターでも34.6%の方が反対、どちらかといえば反対と答えているという結果なのですけれども、この反対の数をどう捉えますでしょうか。

○(生活環境) 勤労女性センター館長

アンケートでいただいた反対に関する意見としては、団体ごと、個別の状況により、新たにバスを利用しなければなくなる方や、利用する路線が1路線から2路線に増えてしまう方が多くいる団体などについては、アクセスに関する負担感から反対、どちらかといえば反対という回答をされた団体が一定程度あったのではないかと考えております。

○松井委員

反対の理由はアクセスに関するものが多いとお聞きしました。小樽市勤労女性センターでアクセスに困難という意見が多いということですので、小樽市総合福祉センターを利用する高齢者の方ですと、アクセスの面で不便を感じて、なおさら反対の思いを感じる方は多いのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

現在利用されている方の中には、移転後に遠くなってしまって不便であるという方もいらっしゃるかとは思っております。こういった利用者の方には、引き続き設備環境の改善といった移転を決定した目的ですとか、経緯について丁寧に説明を行っていきたいと考えております。

○松井委員

最も重視すべきことは、移転によって市民と利用者の福祉の増進を図ることになるのか、利用者などの不利益にならないのかということだと思っております。小樽市総合福祉センターについては、高齢者にとっては利便性が悪くて行けないとか、今まで通っていたスクールにも通えなくなるなどの声があります。また、憩いの場であった楽しみのお風呂もなくなるなど、実際に声が寄せられています。これは利用者にとって不利益になると思わないでしょうか。

○(福祉保険) 福祉総合相談室上野主幹

確かに、意見としてはそういった意見も頂戴しております、一方で、現在の施設は駐車場がないですとか、先ほども説明いたしました、最も老朽化しております、雨漏りですとか、エレベーターが古くて使っている人が怖いといった御意見も頂戴しております。そういったことも含めて、総合的に考えていきますと利便性の向上につながると考えております。

○松井委員

ところで、ホームページで小樽市公共施設再編計(令和6年3月第1回改訂)というのを見ました。

これは、第1回定例会で報告はありましたでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

公共施設再編計画の改訂につきまして、第1回定例会の段階ではまだ決まっておられませんでしたので、議会の皆様へ改訂案ですとか、こういったものを事前にお示しして事前説明等を行ってはおられません。ただ、今回の改訂につきましては、公共施設再編計画における施設再編の考え方に基づいて進めておられまして、明確に再編方針が位置づけられていなかった保健所ですとか、小樽市総合福祉センターや、策定時から計画変更があったほかの施設を合わせて、議会議論なども踏まえまして、第4章の機能別の施設再編の部分なのですが、この該当部分についてのみ時点修正を行ったということでございます。

○松井委員

公共施設の移転の件がいきなり入っているのに、このような大きな改訂が盛り込まれたのに、その点の報告がないというのは、やはり、議会軽視ではないかと思うのですけれども、その点はどう考えますでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

繰り返しになりますけれども、今回の改訂につきましては、施設の再編の部分のみを時点修正させていただいたということございまして、これまでの議会の議論などを踏まえて改訂してございますので、議会軽視とは考えてございません。

○松井委員

議会軽視とは考えていないということなのですけれども、実際に正式な報告はなかったということは、やはり、軽視ということではないかと思うのです。

ところで、保健所と小樽市総合福祉センターの移転の話の中で、その跡地については何か案があったのでしょうか。

○(財政) 藤本主幹

保健所庁舎等の跡地の活用につきまして、現時点で方針ですとか案は決まっておられませんので、今後、公共施設として新たな用途で活用するのか、民間へ売却するのか、こういったものの方向性につきまして庁内議論を進めていきたいと考えております。

○副市長

跡地の活用につきましては、本会議で市長からも御答弁させていただきましたけれども、実際に何かで活用するとなった場合に、やはり、設計から解体、結構時間を要するという形もございますので、今、我々としては、あそこの住環境を考えますと空き家にするわけにもいかないということもございましたので、市の方針としては、まずは、解体をしなくてはいけないかなと考えているところでございますので、利活用につきましては、今後の中で、どういった方向になるのかは、きちんと検討していきたいと考えていることでございます。

○松井委員

そのほかに市民の方から、看護学校が取りやめになったのでウイングベイ小樽の経営主体である株式会社小樽ベイシティ開発を助けるために、それを決めたのではないかという意見も寄せられているのですけれども、先ほど副市長からも、看護学校の後というお話もありましたけれども、やはり、そういう関係はあったということですね。

○副市長

その看護学校の開設に合わせまして、その4階にスペースがあるということもございましたので、行政機能の移転についての検討をしていきたいという考えも併せて進めてきたというところでございます。

○松井委員

何でこういうことを聞くかといいますと、やはり、市民の方は十分な説明がされていない、報道が先行しているという中で、移転を早々に決めているという状況を見て、市は跡地の場所がいいところなので、売却の計画が着々

と進められているのではないかと、株式会社小樽ベイシティ開発を助けるためではないかと、市民の方がいろいろとってしまうわけです。

それで、やはり、公共施設に関して、今まで総合管理計画があり、再編計画があり、長寿命化計画をつくって、議会とか市民に示しながらずっとやってきたわけです。しかし、最終的に決める肝腎なところで、市民不在でいきなり移転が決まってしまったというような流れになっているので、今までの議論は何だったのかと感ずるところなのです。老朽化という状況はありますので、移転するにしても案をまず議会に示して、パブリックコメントなどを取りながら時間をかけて進めるべきだったと思います。

今後、ポスターの掲示とかチラシの配布で知らせていくというお話もありましたけれども、まずは、アンケートとか対話をする中で利用者の声を聞く必要があるのではないかと考えますけれども、意見を聞く場を設けるということは考えてはいないでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

今回の移転につきましては、議会議論の中で移転に当たって市民周知が不足しているという部分は十分認識しておりますので、それにつきましてはまず関係部局と連携して、まず速やかに進めたいと考えております。

○副市長

松井委員からいろいろと御指摘がありました。確かに今回、進め方に対しては、早く進めたという感じはございます。そういった中で、今、御指摘のあった、説明が足りないのではないかと、おっしゃるところは、おっしゃるところはあるかと考えているところでございます。

ただ、今回の移転につきまして、昨年、小樽市が北海道済生会と包括連携協定を結んだということもございまして、我々としては、今のある機能をそのまま、ただウイングベイ小樽に移転するという考えではなくて、やはり、そういった民間の機能と連携を図って、今よりもサービス向上を図っていきたいという思いもございまして、そういった中で、これまでと同じサービスをただするだけではなくて、移転の中で併せて新たな市民サービスを提供していくということが大事だと考えてございまして、そういったことを市民の皆さんにしっかり説明をする必要があるかと考えているところでございます。

○松井委員

今、副市長が言われたように、いろいろ考えて決めた。ただ、それが市民に伝わっていないので、そこはきちんとお知らせはしていなかったのだと。

予算計上が先だったということで、説明の順番が逆ではないかということを私たちは問題にしています。

いずれにしても、市長も利用者の方への説明は不十分としていらっしゃいますので、移転は立ち止まるべきではないかということをお伝えして、私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。